

令和 7 年陸別町議会 3 月定例会会議録（第 4 号）						
招 集 の 場 所	陸 別 町 役 場 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開会	令和 7 年 3 月 12 日 午前 10 時 00 分		議 長	久 保 広 幸	
	閉会	令和 7 年 3 月 12 日 午後 3 時 04 分		議 長	久 保 広 幸	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
出席 7 人 欠席 0 人 凡例 ○ 出席を示す ▲ 欠席を示す × 不応招を示す ▲○ 公務欠席を示す	1	濱 田 正 志	○			
	2	三 輪 隼 平	○			
	3	渡 辺 三 義	○			
	4	工 藤 哲 男	○			
	5	中 村 佳 代 子	○			
	6	谷 郁 司	○			
	8	久 保 広 幸	○			
会議録署名議員	濱 田 正 志		三 輪 隼 平			
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長 請 川 義 浩			主任主査 竹 島 美 登 里		
法第 1 2 1 条の規定により出席した者の職氏名	町 長	本 田 学	教 育 長		有 田 勝 彦	
	監 査 委 員	村 本 和 弘	農 業 委 員 会 会 長		佐 藤 直 人	
町長の委任を受けて出席した者の職氏名	副 町 長	今 村 保 広	会 計 管 理 者		庄 野 勝 政	
	総 務 課 長	丹 崎 秀 幸	町 民 課 長		遠 藤 克 博	
	産 業 振 興 課 長	菅 原 靖 志	建 設 課 長		清 水 光 明	
	保健福祉センター次長	空 井 猛 壽	国保関寛斎診療所事務長		（ 空 井 猛 壽 ）	
	総 務 課 参 事	瀧 澤 徹	総 務 課 主 幹		清 水 遊	
	産 業 振 興 課 主 幹	村 田 拓 也	建 設 課 主 幹		山 崎 誠	
	保健福祉センター主幹	向 井 啓	総 務 課 主 幹		林 嗣 人	
教育長の委任を受けて出席した者の職氏名	教 委 次 長	瀧 澤 勇 二				
農業委員会会長の委任を受けて出席した者の職氏名	農 委 事 務 局 長	本 間 希				
選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席した者の職氏名						
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

◎議事日程

日程	議 案 番 号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		一般質問
3	議 案 第 2 1 号	令和 7 年度陸別町一般会計予算
4	議 案 第 2 2 号	令和 7 年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計予算
5	議 案 第 2 3 号	令和 7 年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計 予算
6	議 案 第 2 4 号	令和 7 年度陸別町介護保険事業勘定特別会計予算
7	議 案 第 2 5 号	令和 7 年度陸別町後期高齢者医療特別会計予算
8	議 案 第 2 6 号	令和 7 年度陸別町簡易水道事業会計予算
9	議 案 第 2 7 号	令和 7 年度陸別町公共下水道事業会計予算
10	発 議 案 第 1 号	議員の派遣について
11	発 議 案 第 2 号	陸別町議会会議規則の一部を改正する規則
12	発 議 案 第 3 号	陸別町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する 条例
13		委員会の閉会中の継続調査について

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

開議 午前 10 時 00 分

○事務局長（請川義浩君） 御起立願います。

おはようございます。お座りください。

○議長（久保広幸君） 庄野会計管理者より、午後から退席する旨、報告がありました。
前田保健福祉保健センター主幹、女川総務課主幹より、欠席する旨、報告がありました。

◎諸般の報告

○議長（久保広幸君） これから、諸般の報告を行います。

議会関係諸般の報告については、諸般報告つづりのとおりでありますので、御了承願います。

会議に先立ち、あらかじめ教育長より、3月11日の一般質問の説明に係り、訂正をしたいとの申出がありました。発言を許可したいと思います。

有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） まず、訂正とおわびを申し上げたいと思っております。

昨日の中村議員の一般質問の答弁の中で、臨時教諭の募集についてでありますけれども、「2月21日の町内回覧で募集中で、応募期日は3月14日となっております」ということで発言いたしましたけれども、3月14日ではなくて「3月7日」の訂正にしていたきたいと思います。

なお、3月7日はもう既に終わっておりますので、臨時教諭につきましては1名の応募があったということは、御報告をさせていただきたいと思っております。

今後このようなことがないように、十分気をつけていきたいと思っております。大変申し訳ありませんでした。

◎開議宣告

○議長（久保広幸君） これより、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（久保広幸君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、1番濱田議員、2番三輪議員を指名します。

◎日程第2 一般質問

○議長（久保広幸君） 3月11日から引き続き、日程第2 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

6 番谷議員。

○6 番（谷 郁司君） それでは、昨日に引き続き一般質問を私やりたいと思いますので、よろしく御対応のほどお願いいたします。

私が、今回の一般質問で通告は大きく分けて2点なのですが、二つとも関連ではございませんので、一つずつ町長のお答えをいただきながら進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

1 点目の交通関係なのですが、一応通告では道路横断路面標示、これは横断歩道の白線のことなのですが、その更新についてという書き方をしていますけれども、横断歩道の塗り替えとか、そういうものを明確にしたらいいいのではないのかという考え方で質問しております。この件に関しては、昨年9月かな、そのときも同じような形で、簡単に言えば、消えているから、それをきちっとしたらいいいのではないのかという話で、まだ4か月くらいしかたっていない中で、くどい質問になろうかと思いますが、よろしくお願いいたします。

交通安全の関係にしては、例規集を見ますと、第10類の第5章の中に書かれているのを読んでみますと、町民の安全を守るために必要な事項なのかなというふうに思いました。そして、本年度の国の予算では、簡単に言えば、交通安全ということで、特化した説明をしているわけなのですが、これは全体的に交通事故は若干は減っているけれども、なおかつまだまだ自動車優先から歩行車優先の交通施策に転換していかないと、子どもや高齢者、障がい者などの交通弱者の安全を守ることが急務ですという考えで国家予算が組まれているわけなのですが、この中で、先ほどと合わせた町条例でも、きちっと交通事故を防ぐために、簡単に言えば、町の責務、それから町民の責務というふうに具体的に分けられております。

そういった観点から、町の責務というのは、いわゆる交通の関係の環境整備などを総合的に交通安全対策の実施に努めるものということであれば、当然、私が表題でも出していた道路を渡る場合においての標示をきちっとしたほうがいいということを考えて、質問を今回取り上げたわけなのですが。

通告ですと、令和6年の自治会の総会、連合自治会だと思うのですが、その中で、道路安全についての要望があったというふうに私聞きましたので、括弧して（ルナコートから国道に出る交差点の改善）。この要望を見てみますと、あそこにカーブミラーをつけたらもっと見やすいのではないかなというような要望でございましたけれども、カーブミラーをつけるというのは、なかなか角度の問題もあるので、今のところということですが、いわゆる足寄から来るカーブであり、坂を上ってくると。そういった意味で、ルナコートから出る場合の町民とか、車にしても安全を確保するために、その辺の改善をということで要望があったというふうに私は捉えましたので、対応としてどういう形をとって自治会であった要望をこなしているのかなと。

それから、私が、9月のときにいろいろ言った点についての、今までの動きというのがありましたら、説明願います。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 自治会会議では、ルナコートから出る国道のところは、今のお話の中で、カーブミラーの設置と敷地の高低差の改善、見づらいということで要望がありました。

今、議員おっしゃったとおり、カーブミラーについては、安全対策として効果がないということで判断されております。

それと、敷地の土手については、検討するという事で回答いただいております。これは、帯広開発建設部と今協議中のところであります。

それと、議員の前回の御質問の停止線とか横断歩道についてということで、町内の多くの場所で消えかかっていることを改めて把握させていただきました。これは、警察を通じて公安委員会に早期修繕を要望しております。特に、通学路については、通学路安全推進会議でも現地確認をして、協議して、要望しているところであります。

令和7年度で、どこまでやるかは不明なのですが、補修するという予定だということで報告を受けております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） さきの要望のあった箇所、前々から僕も危険だなと思ったのです。というのは、結局、車通りが少ないからいいということではなく、鉄道側のほうに結構大型なんかが止まって、あそこの道を通るらしいですね。そういった意味で、大型だけでなく、乗用車などは、今、町長が言ったように、土手というか、右側の足寄側のほうに、簡単に言えば、見にくい場所なのですよ。車が来たかどうかというのが。そして停車線があるのですけれども、これもついでに言いますけれども、停車線があまりはつきりしていないのです、あそこね。標識が立っていて、道路標示の停車線も消えかかっていますので、きちっとしていないと駄目だなと思うのですけれども。

いずれにしても、土手を乗り越えて、もっと前へ車が行かないと、足寄から来た車が見えないと。そういった意味で、非常に危険だと。これは、自治会の中でも要望を出している人がそういうふうに。僕自身も運転して、そう思っています。ですから、早急にあれを、簡単に言えば、土手を取り除けば、もっと見晴らしがいいと思うので、そんなに難しいことではないと思うし、最終的に、土地の関係もあるのかもしれませんが、早急に、雪解けと同時に、凍結が終わったら、僕は少なくとも、あれは除去しても何ら問題ないと思いますので、そういう面については、早急に対策を取って、改善してほしいと思うわけです。

今言った2点の場所は、停車線をしっかり。ないわけではないけれども、もうほとんど消えかかっていますので、その辺をきちんと標示していただきたいと思います。

それから、昨年に引き続くということで、9月のときに言ったのですけれども、信号機の関係なんかも早急に、すぐ対応してくれたということは素晴らしかったし、すごくよかったなど。あれは、本当に倒れかかっているものが、いつまでもあのままにはできない。それを改善してくれたということは、すごくいいと思っています。

そういった意味で、後の横断歩道の標示については、令和7年度でやってくれるというか、そういうことだと思いますので、このことについては2番目のほうに入るわけなのですけれども、一体幾らぐらいかかって、それを一番必要な箇所にだけでも先にしたらいいのではないかという考え方で、3番目の（ハ）に行くわけなのですけれども、いずれにしても、1か所当たり幾らぐらいの工事費になるのですか。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 横断歩道に関しては、公安委員会が所管であるので、町が直接工事しないので、不明ではあります。仮に、現状復旧など、町が実施するとした場合ということで捉えていただきたいのですけれども、およそ15万円ほどかなと思っております。これも、こういう算出をしているだけなので、数字が一人歩きすると15万円でできるのだということになってしまうのですけれども、基本的には所管が違うので、町がやるということではないので、そこら辺でこういうことをやったとしたらという数字を出させていただきました。

以上です。

○議長（久保広幸君） 6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） この件については、僕も数回やって、本当に先ほども言ったようにくどいぐらいやっているわけなのですけれども、最後のお答えをいただく段階での壁は、公安の仕事なので、町では手を出せないし、できないという答えがずっと返ってきているわけなのですけれども、公安は安全をするための窓口であって、その線を引く引かないについて、その自治体が結局責任を持たされる関係であれば、公安がそこまで何でもセクト的に考えているのかなと、私は非常に疑問に思います。

それで、ほかの町村を見てみますと、やっぱり消えているのですよね。ほとんどないところ、ここは標識あるから横断歩道なのだなと。そういう面から見ると、どこまで公安の人たちが交通安全……。

先ほど交通安全の予算を見たときに、弱者が交通事故に遭わないようにということで予算もしているといった段階なのですから、私は先ほど言ったように、ほかの町村というか、それなりに歩いてみますと、陸別もひどいけれども、ほかのところもひどいのがあつた。ですから、順番待ちしていたら少なくとも、ひょっとしたら10年先かもしれないのですよ、公安のほうの言い方でいくとね。

だから、陸別にとって一番危険なところといいますか、もちろん危険なところというのは交通量が激しいから白線もすり減って見えなくなっているという状態だと思うので、少なくとも陸別で四、五か所あります。本当に危険なところというか、優先度ね。そういっ

たものだけでも結局早急にやってもらえるように要望を出すと。

要望を出しても、先ほど言ったように、いやいや、陸別だけでないよと。陸別の交通事情からいったらまだまだ、簡単に言えば、ランクづけされれば、大分後ですよみたいになってしまうと思うのですよね。そういった意味で、先ほど言った条例の中にもあるように、町民の環境を整える施設をつくるという使命からいくと、僕は、町費を出してやってでも白線を引いてもいいと思うのですね。

担当者に聞くと、そんなことをしたら公安にしっかり怒られるというか、やるなら勝手にやればいいのでしょうか、あとはもう知らんと。そういう言い方はしなかったですけども、そういうような公安の特権みたいな形は、僕は、今後交通事故を減らす上では非常に駄目な対応だと思うのですね。そういった意味で、優先度をいろいろ調べてね。

調べなくても、具体的に言いますけれども、お寺のほうから津別陸別線が傾斜であり、カーブで来ていると。結構津別線は二重トレーラーみたいなので来る中では、あそこにきちっと横断歩道があるのだろうけれども消えていて、ないと。それから、国安商店の場合は、まるっきりありません。ですから、あの線をきちつとしないと。僕も運転していますので、心理的には津別から来たときに、お寺を通過して、浜田旅館を通過して、信号機が見えると、青であれば、当然早く渡りたいみたいに、スピードを落とさないです、下りですから。そういった意味で、あそこは非常に危険な場所だと私は思っていますので、あそこの白線は早急に作ったほうがいいという、それは自前ででもいいから。

昔は、自前でやっていたらしいのですよね、自治体が。でも自治体も、もういろいろ財政縮小だ何だのと言われて、自治体も手が出せない。そして、やっぱり壁は、公安の特権みたいなので抑えられている。国道の件についても、まるはや元ファミリーセンターかな、あそこも当然、緑町から来た子どもたちとか元町から来た子どもたちに、どうしても白線を引いておいてほしいと思います。

そういった意味で、優先順位と昨年の質問のときに言っていましたので、その辺を見極めて早急に整備するようにひとつお願いしたいと思いますが、その辺についてどうですか。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 議員をおっしゃることもよく分かります。ただ、今のルールの中でどういうふうに要望していったらよいのかというところを、自分自身考えながら要望しているところであります。

先日も、本別警察署長が町のほうに来られたときも、こういうような話を直接させていただいて、その中で、今回、早急に令和7年度の予算で補修を、どの範囲かは抜きとしても動いていただいているのも確かであります。

今の横断歩道の、消えかかっている、これを早急にやってほしいという要望もよく分かります。ただ、そこだけではなくて、信号機の問題だったり、様々な道路の標識の問題だったりがあると思うのですよね。それを公安がやってくれないから町がやりますとかと

いうことになっていくと、何でもそれは町でやってくださいになる可能性も出てきます。そこがジレンマなところになるのですけれども、今の早くやってほしいから、それだったら町でやってしまったほうがいいのではないかという発想も分かるのですけれども、現時点で粘り強く要望していくという方法が、今ベストなのかなと思っています。

ただ、ルールブック上のところをまた変化させてほしいとかという要望は、また別の形でやっていかなければいけないことなのかなという認識もあります。ただ、今現時点ではこの方法が今一番ベストで、要望して、それですぐ動いていただいているという、自分ではそういうふうに思っております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 6 番谷議員。

○6 番（谷 郁司君） その辺で非常に、交通事故とか、あるいは車社会の中で、毎日 1 分 1 秒というか 3 6 5 日びっちりある中で、少しでもリスクというか、危険を下げる意味で取り組んでいったほうがいいのではないかなと。

それで、先ほど言った国家予算で、令和 7 年のあれがちょっと手に入ったのですけれども、交通安全に関してね。これは警察庁の関係で、特定交通安全施設などの整備事業として、これは 2 分の 1 の補助があるということです。これは、先ほどの公安の関係でいくと、この予算を持ってきてやるというのは公安が窓口なのか、公安でないと駄目なのか、私も分かりませんが、国では、先ほど言ったように、子どもや高齢者の弱者を救うために施設整備のために予算を組んでいると。

それを手を挙げて、もらうようにして、先ほど一つの歩道に白線を引くのに 1 5 万円くらいかかると。それは低いほうだと思うのです。大きいところの交差点とかというのを一概に 1 か所と決められないかもしれませんが、そういうのに、例えば陸別の唯一の信号機、交差点であるのは駅前のおそこだけです。あそこも見えないわけではないけれども、薄くなっているといった意味で、当然きちっとしてもらいたいと思います。

私が言っているのは、交通安全のための歩行者を守ったり、事故を起こさないというのは、信号機とか標識とかというのがあります。そして道路標示。私は、標識のあるところはちゃんと横断歩道ですよという、そういうものがあるところは優先度が物すごく高いと思うのです。そういうところの消えたやつをやってほしいし、先ほど言った、資金を国ではちゃんと出しているので、これは全国的に見れば、大体 1 7 3 億円。事業費は毎年少しずつ減らされているらしいのですけれども、1 7 3 億円を全国で割ったら何ぼもならないかもしれませんが、優先度の高いところね。

先ほどから何回も言いますが、ほかの町村も本当に交通量の多いところが消えているので、そういうので、簡単に言えば、予算獲得でいろいろバトルはあるのかと思いますけれども。やっぱり壁は、さっき言った公安なのですよ。公安の人たちが見て、優先度の高いところ。陸別のようなところに来て、1 か所だけ引いて、工事屋に負わせるわけにいかないというような言い方をするかもしれませんが、優先度の高いところ、そ

ういうふうにして。

ついでですけれども、今は警察庁の道路標示の関係の予算でしたけれども、ちゃんと整備予算として国土交通省でもこれを組んでいるのですよね。必ずしも横断歩道ということではないけれども、これにもちゃんと予算を組まれております。それは交通安全対策補助金制度という補助金です。先ほどのあれは2分の1の負担ですけれども、補助金があると。こういう制度を利用してやってくれというふうに、とにかく要望を上げて、やろうとしているところに、何回も言われたら、人間ですから気分悪くてしないのかもしれませんが、今、町長が言ったように、令和7年度はそういう考えでいるということについて、とにかく当町としても、強く押し出して実施して行ってほしいと思います。

ということで、どうですか、その辺。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 議員おっしゃるとおりだと思います。

先ほど言ったように、今あるルールの中に要望していきたいというのが今のスタンスであります。

国・道の関係になってくると思うのですが、そこら辺の制度設計もあると思いますし、陸別は陸別の今こういう現状なのだとすることを国会議員等々に訴えて、その中の予算の組み方なり何なりがあると思うのですよね、それで、優先順位で。どこの町も抱えていることなので、一斉に言って全部がいくのかといたら、今の財政の中でということになると思うのですよ。それはお金の話ですね。

でも、谷議員が言っているお話は、危険度が高くて、事故が起きてからではどうするのだという話だと思うのですよ。そこも重々分かっている中に、すぐ要望の後に動かさせていただいて、こういう結果も出ているというのも一つのことだと思います。

それと、今の補助制度の関係なのですけれども、様々な要件があって、陸別に満たされるのかというところがいろいろあって、なかなか該当しないケースがあります。例えば、交通量だったり、事故の死傷率だったり、人口の集中地区だったりということの条件が整って初めてそれが使われたりということになるので、今のところ該当するケースがなかなかないのですけれども、その辺も視野に入れながら、工夫できるところは工夫していかなければいけないのかなという思いがあります。

以上です。

○議長（久保広幸君） 6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） 優先順位を決める前に、実体的に、僕に言わせれば、犠牲者が出たら仕方なくやるかみたいなことでは、人間一人、どんな人も地球より命は重いのですよ。そういった意味合いを考えたときに、少しでも防げるものがあるなら、方法をとるという手段を実施して行ってほしいと思います。

そうでないと、本当に今言ったように、交通量が少ない、あるいは事故が少ないとかというだけではなくて、實際上こういう町村であっても、一、二か所先ほど例として出した

ところは、本当に危険です。スピードは全然落ちませんから、津別から来る津別陸別線ね。

ですから、そういった意味で、これをきっちり白線を引いて、しっかり明確にすることによって、最後は運転手、あるいは歩行者の関係もあるけれども、こういうものをはっきりすると、やっぱり事故の抑止力になると思うのですよ。ここは横断歩道なのだな、人はいないけれども、ゆっくり走ると。

40キロの速度制限はあります。しかし、僕も見ている限り、40キロを守っている人は、僕自身も走るから、そういう意味なのかもしれないけれども、少しでもそういうものが見えると、やっぱり運転手の心理的にも、速度を落とさなければならない、人がいたらすぐ止まるとか、そういう体制を、簡単に言えば、交通事故を起こさない抑止力になると思うので、そういう面を標示することが僕は緊急に大事だと思いますので、その辺の対応をもう一度お願いして、あくまでも町長の答弁は理解していますけれども、そういうことでお願いしたいと思うのですけれども。

それともう1点、抑止力と同時に、先ほど余談で言ったかもしれないけれども、交通信号機、交差点で1か所しかない町なのですからけれども、ああいうふうに景観的にはっきりしていると、陸別の町に入ってきたなと思うドライバーもいると思うのです。それが消えているような感じだったら、ここ繁華街でないのかなとか、中心でないのかなと思われる形に捉えられるので、やっぱり陸別町という景観を強調する上でも必要だと思うので、その辺お願いします。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 景観と安全性だとか、様々な角度からお話しされているのかなとは思っています。標識とかをきれいにしていれば、景観となると思うのですよね。それはそのとおりで、消えかかっているような横断歩道だったり、ちょっと壊れかけているような信号機だと、何か寂しそうな町の景観ということになると思うのですよ。それも確かだと思います。

ただ、景観と安全という面に関して、標識を新しくするのも、横断歩道をきれいにするのも、それも一つの交通安全のことなのですからけれども、やはり事故を起こさないようにするというのはトータルの中に入ってくると思うのですよ。スピードを守りましょうとか、様々な交通安全対策というものは、また別なことにもなると思うのですよね。その中の今の景観ということが一部に入ってくるのかなと。

横断歩道を新しくしたから、これはちょっと語弊があるかもしれないですけども、交通事故がなくなるのだということではないと思うのですよ。それも必要な一部で、その他にもやはり様々な啓蒙活動もしていかなければいけないのかなというのが自分自身の考えの中にありますので、その中の一部として、景観というものを捉えていきたいなと思っています。

以上です。

○議長（久保広幸君） 6 番谷議員。

○6 番（谷 郁司君） お答えは要らないですけれども、とにかく陸別の中で一人たりとも交通事故で失うことのない形を取って。これも余談ですけれども、陸別は、死亡事故が一昨年あったのかな、簡単に言えば、1,000 日突破したからとパレードをやると、その次のあたりに事故起きるというのがありますけれども、日々の交通の状況を、簡単に言えば、今言った信号機あたりにも当町は交通安全宣言ですと。今のところ事故がないのは何日ですとかという一つの表示も僕は大事ではないかなと思う面もある。これはもちろんドライバーだけではなくて、町民の人たちもやっぱり事故に遭わないように、とにかく気をつけようという少しでも努力的な目標という表示も必要でないかなと思っていますので、その辺は今後の町長の考え方で、必ずしも道路標示や標識だけではないよという点の一翼を担えれば、やってみてください。そんなことで、このことについては通告にもしていませんので、お答えは要らないですけれども。

次の2 番目の脱炭素の町の関係についての質問に入りたいと思います。

このことについては、町も基金を創設したり、いろいろこのことに取り組んでいると。つい最近では、新聞報道によると、結局、陸別の資源を生かした脱炭素の J-クレジットという仕組みをつくったということは、非常によかったなというか大切だと。よくぞこういう形で進められてきていると。これは、直接目に見えないけれども、今後この形で8 年間で2 億円という陸別の少ない財源の中で、これをうまく利用することによって、脱炭素に貢献できるという形なので、先般の協議会で、それから新聞の報道も出ていましたので、そういった面では、私自身も非常にうれしく思います。

そういった意味で、今後、地球規模の環境を破壊するものの取組を進めている一段階であると。そういった意味で、私、今回取り上げて、これも令和5 年かな、そのときにも、これは脱炭素の宣言すべきという話からこういうふうになっているわけなのですから、いずれにしても、今言ったような形にされたと。

そういった意味で（イ）で質問したいのですけれども、脱炭素する場合においては、一つの実行計画というのを立てないと駄目だということも含めて、実行計画をどのように立てるかについては、もちろん前の答弁では、庁内で練り上げながらつくっていきたいと。いつまでつくるという話はなかったのですけれども、さきの議員で答えたのを陸別の議会広報を見ると、令和7 年4 月にできるような記事があったような記憶があるのですけれども。

いずれにしても、実行計画をつくる上での形というのは、今やられているのは、庁舎内において、これは本田町長の町長として一つの町の公約というか、ワンチームでとにかく町を動かしていきたいといった中で、ゼロカーボンの協議会を庁舎内でやっているというふうなことをお聞きしましたので、その辺についての出来上がり具合と。

それから、もちろんそういうことを積み重ねていったものを一つの核にしながら、町民とのコンセンサス、パブリックコメントを2 月28 日までという話も聞いておりますの

で、その辺について、パブリックコメントで町民からどのような意見があったのか。その辺についても、もし具体的なものがあれば、ちょっと話してほしいのですけれども。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 策定に当たってのプロセスということであります。

議員おっしゃったとおり、ゼロカーボンに関する策定、実行計画ということで、関係する課長、次長を委員として、副町長を会長とする陸別町ゼロカーボン検討委員会を立ち上げました。

9月に18歳以上の町民、町内の事業所を対象にアンケート調査を行い、その結果も計画に反映させました。2月には、計画の素案に係るパブリックコメント、今、議員おっしゃったとおり、回覧やホームページで広く町民に意見を求めました。3月中に計画を確定させ、4月に計画策定となります。計画期間は令和7年度から令和12年度としております。必要に応じて途中で改定を行いたいと思います。

御意見ということなのですが、特に御意見等々はなかったということでもあります。

この考え方としてなのですけれども、庁舎内で副町長を中心として検討委員会を開かせていただきました。各関係する課長、次長ということで、委員となって、つくり上げていっております。

いろいろ関係団体からどうなのだということなのですが、こういうアンケートも取らせていただいたりだとか、あと、その都度、今回のJークレジットの関係もそうなのですけれども、様々な情報等々が協議会でも説明させていただきましたが、私のところに、今回もそうですが、バイウィルという会社と道銀とか様々なところからのお話、ほかも来ている中に外部の人を入れてとか、この会に入れてではなくて、まず中できちんとした核をつくってから、いろいろな情報をもらいながら、当然ゼロカーボンシティ宣言をしておりますので、様々な営業という言い方が正しいのかあれなのですけれども、情報が来ております。

そういう人たちともコラボしながら、いい情報をやって、そこで一つの組織をつくっていくというのが僕の考え方なので、担当課をつくったりだとかではなくて、今、議員がおっしゃったワンチームということで、100人何がしかの職員の中におりますので、そこでの情報共有した中に一つのものをつくって、そして情報をいただいて、協定を結ばせていただいたりというところにたどり着いたというのが、ここまでの経緯であります。

今言ったように、4月に策定になりますが、令和7年から12年までとしております。その間に、様々な御意見もいただきながら、必要に応じて改定を行っていくというスタンスなので、これからも御意見をいただきながら進んでいきたいということでもあります。

以上です。

○議長（久保広幸君） 6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） 計画は計画ですけれども、計画そのものが町民に、詳細なことは別としても、どういうふうにかこういうものが出てきて、どのように今後は町のために生き

るのかというのは、今回の「広報りくべつ」を見てみますと、その辺がちょっと町民に、何これという、議会の中では協議会も開かれているけれども、すごいことをやっているのだなぐらいには思うかもしれないけれども、何なのかということになってくると思うので、その辺は、先ほど言ったように、町民とのコンセンサスというものを取っていかないと、行政的に先に走り過ぎてしまう場合もあると思うので、その辺を具体的にもっと町民に知らせるように。

例えば僕自身が思うのには、新聞記事を見てみますと、町有林1,000町歩かな、1万町歩かな、この中で脱炭素の分を契約したのですけれども、民有林の場合はどういうふうな取扱いをするのかというのが僕自身は疑問に思うので、その辺を町民のコンセンサスを得るための方策とかというもの……。

そして脱炭素については、僕も質問した中では、物すごく幅広い事業なのですよね。雲をつかむみたいな感じの部分もある。あるいは、町長に質問したときには、建物を造れば当然メンテもかかるし、将来的なものもあるから、なかなか取り組めないという話もありましたので、今後これは世界的な問題でもありますので、自然災害の猛威性、今回の岩手の山火事も、最終的にCO₂の関係で結局雨が降らないとか。降るとこは降るけれども、降らないと。降るとこは降り過ぎるぐらい降るとか、いわゆる気候が物すごく変動しているといったものを少しでも災害を引き起こさない、地球をつくろうという意味で一丸となって、地球の中にもちょっと狂っている人もいますけれども、もうそんなもの必要ないなんて言っている人もいますけれども、これは大事なことなので、その辺を小さな町ではあるけれども、少しでもね……。

今回の森林を利用したゼロカーボンシティになってJークレジットをもらったと。僕はすばらしいことだと思います。陸別の資源の形をお金にかえられると。その辺をもう少し、ここは議会でもありますので、町長の考えと取組をちょっと伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 町民に対しての情報共有をということでもあります。それはもちろん計画策定になって、皆さんにお知らせしていくことになるのかなと思っています。

Jークレジットとかに関しては、今、議員がおっしゃったとおり、なかなか難しいというか、言葉は相当前から出てきたことなのですからけれども、ここに一步踏み入れるというのは自分自身もなかなか難しいというか、それなりの決断もさせてもらって、いい出会いもあったので、認証してもらうにも、手続上の問題もなかなか自分たちで一からやっていくというのは、言葉は皆さん分かると思うのですよ、Jークレジットということで。

これは何ぞやという話になると思うのですけれども、僕自身の考えは、やはりリーダーシップを取っていくのに、町がその部分で、まず稼いできますよというメッセージを町民にお知らせしたいなということがあります。町がどんどん暴走しているわけではなくて、進んでいかなければいけない部分というのがあるのですよ。「計画になりました、これからやっていきます」では、もう3年か4年後になってしまうのですよね、今のJークレジット

トのことは。

今やって、ゼロカーボンシティを宣言したのですけれども、何も中が決まっていなくて、いいとか悪いではなくて、それでいいので、宣言しましたでもいいのですけれども、その後に計画に行きますというのが今の段階なのですよね。それを待っていたら、次のことをやるのに、どんどん先に行くので、同時進行でやらせてもらったのも、今のＪークレジット、森林資源を活用してというところでやらせていただきました。これは、様々な御意見があってしかるべきだと思うのですけれども、やはりこれは町がリーダーシップを張って、ここに行くという判断をしていかないと、ここには踏み込めないものがあるなということで、進ませていただきました。

町民の皆さんに対してということなのですけれども、これから分かりやすくお話をさせていただいていますが、例えば生ごみの量を減らしましょうとか、節電しましょうとか、そういう分かりやすい部分から、そうやればこの二酸化炭素の排出量が下がりますよとか、そういうことを少しずつやっていきたいなど。

どうしても横文字が並ぶと、何やっているのか分からないとかとなるのですけれども、やっぱり町としては稼ぐことをしていかないと、これからの財政状況もありますので、そういう部分で今、生かしてやらせていただいています。それと、また次の段階にいくので、全てがこう行きますよということで、Ｊークレジットを説明して、オーケーだとかと言っていることでなくて、町民に対していいことは進んでいきますので、そこは御理解いただきたいと思います。

それと今、私有林の話になりますが、次の展開でいろいろ考えている部分があります。ただ、所有者の関係もありますので、そこをちょっと慎重にやらなければいけないなど。何でもかんでも、今そこでＪークレジット化していこうということではないのですけれども、当然、議員おっしゃったとおり、次の展開が。これでストップではないので、今またこれが成功していけば、次どうしていくのだということを頭に入れながら同時進行で今やっている状況であります。

以上です。

○議長（久保広幸君） 6 番谷議員。

○6 番（谷 郁司君） 町長の今のお話をお聞きしていますと、いわゆる脱炭素云々で実施機関の申込みをして、僕も前に質問したとき、もう令和 7 年で終わりではないけれども、一応一区切りついているのですね。次はどういうふうになるか分からない。そういった意味で、すごく切羽詰まったような話もあるけれども、今、町長が言ったように、長い目で見て、そういう形を取れるということは、しっかり落ち着いて取り組んでほしいと思います。

そして、町有林がそれでもあるけれども、私有林というのは、どっちかというと窓口は陸別森林組合だと思うのです。その辺の森林組合の人員的な体制もあるし、それに対する技術者もいると思うのですけれども、それに関して今後こういうことをすることによっ

て、簡単に言えば、資産をなくさないで、お金がもらえる。これはＪークレジットそのものは、陸別が一つの持ち株みたいなのか、持っている所有権というのか、道銀がそれを仲介して、ＣＯ₂を排出する人たちは、道銀を通じてお金を払います。そういう国の一つのモデルらしいのですよね。

ですから、そういった意味でいけば、森林組合もそれに参画する形でどんどん、簡単に言えば、未立木地というのかな、植林されていない土地をすることによって、年数は７年以上だか何年以上でないと、そういうクレジットにならないけれども、長い間見た中で、植林とかの手入れをすることによってお金になるということを私有林の地主の所有権がある人たちはそれを利用してもうけると私は思うので、そういった意味も含めて、簡単に言えば、このクレジットに関しては、森林組合を巻き込んでどんどん進めていってほしいと思うのですけれども、その辺はどうですか。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 森林組合という名前が出たのであれなのですけれども、相手方にもまだ言ってないことなののですけれども、当然、議員おっしゃるとおりの考えで視野に入れて、先ほど視野に入れているというのは、そういう相談もしていかなければいけないと。

私有林は、やはり森林組合とお話ししないといけないことなので、その辺の、要は、結局みんなウィン・ウィンにならなければいけないのですよね。今三者で締結したところで、当然報酬入った中から手数料だの何だのとなるのですけれども、みんながウィン・ウィンにならないと一生懸命やろうということにもならないので、今の所有者の方、森林組合、町もそうですけれども、どういうふうにしたらいい形なのかというのを町として検討というか模索しているところなので、それがあ程度固まれば、また御相談はしたいなという考えはありますので、先ほど言った次の展開というのは、今、議員おっしゃったとおりの展開を考えておりますので、ちょっと時間的にどうなるかなのですけれども、同じ考えでおります。

以上です。

○議長（久保広幸君） ６番谷議員。

○６番（谷 郁司君） そういう意味で、結局この山に特化したというか、いわゆるウッドというのか木を中心とした形というのは、当然、私有林であっても、町有林もそうですけれども、伐期が来たらそれをお金に換えなければならないというか、そういうものもあるけれども。

いかんせん、これも一つの時代の流れなののですけれども、森林譲与税という当町にも４，０００万円の金 coming というのか、そういった中で山をね、これは全国的に今回山に火がついてしまってなくなった面もあるけれども、やっぱり僕らは感覚的に何で海の人たちが一生懸命に内陸の木を気にするのかということも思っていたのですけれども、實際上、山からきれいな水が行くことによって、漁業の人たちにも回って恩恵があるという

か、すごくいいという、そういう意味で、山づくりを漁師がしているという話もある中で、少しでも山を手入れすることによって、そして二酸化炭素を吸収する、これは自然の循環ですから、そういうものをうまく取り組んでいけるということは、陸別町にとっては、山に行って寒いからどうにもならないというのではなくて、希望はいっぱいあると思うので。

そして、今言った二酸化炭素軽減のためにいろいろなメニューがいっぱいあります。だけれども、聞くところによると、今、町長も言っていましたけれども、非常に事務的なハードルがたくさんあるというふうに聞いています。そういった意味で、やっぱりそれを専門的に取り上げて、今回のＪークレジットも道新が中に入って、それをしてくれたというようなものもありますので、うまくそういう一つの仕組みを考えながら、将来の陸別を本当に緑豊かな町で脱炭素、地球環境に優しい町でもいいですから、そういうふうに出していったほしいなと思うのですけれども、その辺どうですか。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 議員おっしゃるとおりです。様々な情報をいただきながら、今どこがベストなのかということを選びながら行きたいというのは、先ほど申したとおりなので、それと今のある資源をどうやって生かしていくかというところの話だと思うのですよね。

これで終わりではなくて、次の展開も考えながら、またそれをやっている間に、また次の展開考えながら、やはりこの資源を生かしていくというのは、議員おっしゃるとおりだと思うので、これからもそういうふうにやっていきたいと思います。

以上です。

○議長（久保広幸君） 6 番谷議員。

○6 番（谷 郁司君） こういう事業は、陸別の町をしょって立つ町長としては、いろいろな面で難儀な面があると思いますけれども、あなたが町長になる意味で公約みたいに出しているけれども、今まで生きてきている中での人とのつながり、トップセールスということでやろうとしているということについては、それが今回のものもやっぱり人間関係がうまく回ってきたと思うので、その辺は十分、簡単に言えば、動けるだけ動くということではないけれども、十分体の状態も見ながら、そしてワンチームで陸別の町をこういう形をアピールしていったほしいと思います。

答えは要らないとは言わないけれども、なかったらいいですけれども、そんなことで町長に申し上げながら、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（久保広幸君） 暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 52 分

再開 午前 10 時 53 分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

6 番谷議員。

○6番（谷 郁司君） 通告していたので、その辺あまり……。自分で制限してしまったからあれなのですけれども、（ロ）は、結局この事業を取り組む上で、民間と行政がすることについての話なのですけれども、これは、つい最近手に入れた情報によると、令和7年、今年の7月から建築基準法が変わると。これについて、今後、新しく家を建てる場合には、いわゆる省エネの状態をきちっとクリアしていかなないと、もちろん住宅公庫とかが適用されなくなると思うので、その辺についての体制というか考え方として、担当職員の人たちは大変難儀な面があると思うのですけれども、この辺についてどのようなことを考えているのか伺います。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） リフォームですね、ゼロカーボン化のリフォームの関係だと思うのですけれども、本町では、民間向けの補助事業は行っておりませんが、移住・定住促進住宅建設等補助事業があります。上限が50万円で、2分の1補助。ゼロカーボン化をするということは、様々な条件が、断熱等々、議員おっしゃったとおり、窓をこうしなければいけないとか、いろいろな条件があるのですけれども、この50万円を今のところ使っていただいて、10年以上居住していただくという条件はありますが、これで今のところカバーできるのかなと思っております。

というのは、ほかの町村のものもいろいろ調べてみても、条件的にこれが結構優れているのかなと思いますが、今後、様々な補助メニューを研究していきたいという思いがあります。というのは、そういうものを活用すると、補助も入ってきますし、そこら辺の移住・定住のものも絡めていけないのかなという感覚がありますので、それは研究させていただきたいと思います。

それと、公共施設の改修については、先進的な取組とかモデル事業に対する補助はありますが、当町で活用しているものはありません。脱炭素、省エネ化に関しては、LED化工事等々で予算を上げさせていただいておりますが、こちらは脱炭素推進事業債ということで、それを活用させていただいております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 以上で一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時09分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第3 議案第21号令和7年度陸別町一般会計予算

◎日程第4 議案第22号令和7年度陸別町国民健康保険事業勘定
特別会計予算

◎日程第5 議案第23号令和7年度陸別町国民健康保険直営診療

施設勘定特別会計予算

◎日程第6 議案第24号令和7年度陸別町介護保険事業勘定特別会計予算

◎日程第7 議案第25号令和7年度陸別町後期高齢者医療特別会計予算

◎日程第8 議案第26号令和7年度陸別町簡易水道事業会計予算

◎日程第9 議案第27号令和7年度陸別町公共下水道事業会計予算

○議長（久保広幸君） 3月5日から引き続き、日程第3 議案第21号令和7年度陸別町一般会計予算から日程第9 議案第27号令和7年度陸別町公共下水道事業会計予算まで、7件を一括議題とし、議事を続けます。

提案理由の説明を既に終えておりますので、各議案の質疑、討論、採決を行います。

これから、議案第21号令和7年度陸別町一般会計予算の質疑を行います。

初めに、第1条、歳入歳出予算のうち、歳出の逐条質疑を行います。

事項別明細書は、43ページからを参照してください。

1款議会費、43ページから2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、50ページ上段まで。

5番中村議員。

○5番（中村佳代子君） それでは、49ページ、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費12節委託料、人事評価制度運用事業256万1,000円と、13節備品購入費、事務用備品422万6,000円についてお伺いいたします。

この人事評価制度については、令和4年に人事評価制度検討委員会が設置されています。この制度についての運用方法についてお聞きいたします。どのようなものなのかお聞きするとともに、例えば具体的に、5年目の職員だと、どのような目標を設定するのかお伺いいたします。

2番目に、備品購入費として、これは事務用品となっていますが、金額が高額のため、どのようなものの購入費となるのかお伺いいたします。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） まず1点目の御質問の人事評価制度の運用についてですが、一例として、今、議員から5年目の職員の場合というようなお話でしたが、特に何年目の場合こうだというような細かい決まりは設けておりません。

運用について簡単に御説明申し上げますと、これは全職員が対象の制度でして、年度当初に各担当課において組織目標というものを立てます。これは管理職が立てるわけなのですが、各職員個人は、この組織目標を踏まえた上で、各自、各々、自分の1年間の目標というものを立てる形になっております。その目標については、評価者となる管理職の目を

通して、ここはもうちょっとこういう目標にしたほうがいいよということであれば、修正が加えられるというような流れになっております。その後、1年間を経過して年度末になりますと、その目標に対して自分がどれだけ仕事を進めることができたかと、目標に対する達成度というものを自分で自己評価をするというような流れになっております。その後、上司である一次評価者、またさらにその上の段階で二次評価者、そして最終的に最終評価というものが年度末までに決定されると。簡単に説明しますと、そのような流れで運用させていただいております。

それから、2点目の備品ですけれども、説明の中でもあったかとは思いますが、事務用備品としましては、大型印刷機、平成27年に導入したもので10年以上使っているものですが、こちらの更新が1台、289万3,000円。そのほかノートパソコン、こちら一般事務で使うものですが、こちらも耐用年数の来たようなものから順次更新していくということで、本年は5台分の予算を計上させていただいております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 5番中村議員。

○5番（中村佳代子君） 今の人事評価制度についてですけれども、自分で目標を掲げるということは、文章で何項目も書いて、それを加点して行って、最後には給与に反映するというシステムなのでしょうか。もう少し内容を詳しく知りたいのですが。

あと、備品購入費ですけれども、備品と消耗品の仕分けというのは、今回は高額ですから、ほぼ備品となると思うのですけれども、備品と消耗品の購入費については、本町の財務規則では、備品はおおむね5,000円以上のものとされていますが、それ以下のものについては、消耗品として分類されているのかと思います。物価高騰の折、消耗品もかなり値上がりしていて、他町では、備品については1万円から2万円としている町が多く見られますけれども、この規則については、学校も同じ扱いになりますが、備品の規則を改正することによって、備品管理による職員の仕事も軽減することもできるかと思っておりますけれども、備品購入規則の金額を上げる考えは今後ないのか伺いたします。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） まず、1点目の人事評価の関係をもう少し詳しくということでございましたので、目標なのですけれども、今はコンピューターシステムを使って入力するような形を取っております。一部コンピューターが使えないような職場があった場合は、紙での提出も可能なのですが、今はほとんどコンピューターで一元管理させていただいております。各個人は、業績と能力という二つの大きな区分によって目標を立てていただいて、それに沿って評価させていただいております。

業績の部分でいけば、いつまでにどういったことをするかというような1年の仕事の流れの中で、こういう仕事をするのです、こういう計画を立てるのですとか、こういうものを作りますというような、より具体的なものを挙げていただいて、それが目標とした時期までに完成できれば、できましたというような評価になろうかと思っております。

最終的には、この評価が点数で出てきまして、その点数をさらに５段階のランクで評価づけをするというような形を取っております。

それから、２点目の質問の備品についてですけれども、備品は、議員御指摘のとおり、財務規則で分類表があります。おおむねその分類表に従って区分けはしておりますが、備品、消耗品、どちらであっても物品というような扱いをさせていただいております。

従前は、御指摘のように金額５，０００円というようなことで一律的な仕分けをしていた時期もありましたが、現在は、その物品が長期間にわたって使用できるようなものであれば金額に問わず備品として扱う場合もございますし、また逆に、高額なものであっても一度で消費されてしまうようなものであれば、消耗品として分類させていただいております。

以上です。

○議長（久保広幸君）　５番中村議員。

○５番（中村佳代子君）　最後に、人事評価については、給与にはどの程度反映するのか、再度伺いたします。

○議長（久保広幸君）　丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君）　ただいまの質問にお答えする前に、先ほど備品の関係で、将来、区分けを変更する考えがあるかというような御質問があったかと思いましたが、答えが抜けておりました。申し訳ありません。

現状、財務規則で分類しているものを基準として、先ほどもお答えしたとおり、ケース・バイ・ケースで、これは備品、これは消耗品というような分類もさせていただいておりますので、今すぐ規則の改正ということは考えておりません。

それでは、質問のほうに戻りますけれども、人事評価について給与にどのように反映されるかという御質問だと思いますが、手当の中の勤勉手当、年に２回、６月、１２月に支給しておりますが、勤勉手当の成績率を算定するに当たって、先ほどお答えした五つの評価ランクで、そのランクによって成績率というものが変わるような仕組みになっております。標準的な場合は、それを１００とした場合、最もいいランクの場合は１１０％、最も低いランクの場合は９０％というような形で、段階的に率を定めておりまして、それが結果的に勤勉手当の金額に跳ね返ってくるということでもあります。

以上です。

○議長（久保広幸君）　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君）　次に、２款総務費１項総務管理費２目文書広報費、５０ページから５目財産管理費、５７ページ上段まで。質疑はありませんか。

４番工藤議員。

○４番（工藤哲男君）　５３ページ、２款１項５目財産管理費１２節委託料、説明資料の２０番、車両等維持委託３，４１０万２，０００円に関して伺いたいと思います。

現在、気動車については6台保有していると思いますけれども、うち2台の気動車が動かないので、令和7年度で1台を修理するということですが、もう1台につきましては、次年度以降でさらに修理していくということになるのか伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 今村副町長。

○副町長（今村保広君） 今の質問でございますが、議員が説明されたとおり、2台動かない車両がございます。そのうち1台が今年度で全面的にエンジン、台車等のオーバーオールをするということですが、その結果がまだ1年完了していないので、当然もう1台については、商工会ともいろいろと話をしておりますので、この1年の結果がある程度まだ発注も終わっていないので、その状況を見ながら、いざ、ばらしてみても、いろいろな状況が発生すると思いますので、そういうのを加味して、また再度の判断という形になるかと思います。

以上であります。

○議長（久保広幸君） 4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 状況を見ながらということでありましてけれども、今後、全ての気動車を稼働させていくということになれば、維持するためには、修理というものはつきものになってきます。そのたびに、本州まで搬送して、費用対効果は考えずに観光資源ということで対応するのか、お考えを伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 今村副町長。

○副町長（今村保広君） 今回、この車両1台を全面修繕ということで向こうに送るのは、車両本体ではなくて、エンジンをばらして、エンジンを持ち上げて、それを送るという形になります。現地で直せるものは現地で直すと。そういう2か所で改修するという形になります。

今回のこれが、受入先というか発注する予定先でございますが、そこがディーゼル車の車両自体をもう扱わなくなっているということで、今回の発注を逃すと、あと数年でもう部品も手に入らないのではないかとということで、そうなるということを考えて、今回、まず1台をこのようにさせていただいて、これも実際には、ばらしてみても、エンジンを向こうに持って行って、実際にこの部分は大丈夫だった、この部分は予定より悪かったというような判断が向こうで下されると思います。その結果を踏まえての再度の判断ということになりますが、必ずしも、それは商工会と協議しながら、何台必要で、回転するには何台いるのだというような話は、これから進むと思います。

以上であります。

○議長（久保広幸君） 4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 今、副町長の答弁を聞きますと、分解してみないと分からない、今後直せるかどうか分からないというようなことですが、今後、りくべつ鉄道をどうするのかということになってきますよね。もし今後のことが分かれば、伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 当然こういう整備が来るのは、開業したときから分かっていた話だと思うのですよ。それを今どうしようかという判断になりました。

この汽車、天文台もそうですが、私自身は、核となる観光資源の一つだと思っております。これを持続可能にするために、今ここで直さないといけないと。この後、10年、20年後に、また同じことが起きたらどうなるのだというお話になると思うのですけれども、現時点でのディーゼルカーを直せる場所がどんどんどんどん少なくなってきて、ここで直さない、この汽車が動かなくなるという場面に来たのですよね。

そこで商工会とお話ししながら、僕自身の考えも申し上げさせてもらって、ぜひこれから少しでも長く維持できるようなことをするためにはどうしたらいいかということなので、無限なことではないことは御理解いただきたいなど。現時点で塗装も入れて3,400万円ということなので、まずこれで一度やってみて、どういう判断ができるかというのを1年見させていただきたいと。

ただ、考えとしては、これからせつかくの資源でありますので、少しでも長くやっていきたいというのが僕の考えであります。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑ありませんか。

6 番中村議員。

○6 番（中村佳代子君） 53ページ、2款総務費1項総務管理費5目財産管理費12節委託料、除雪業務の315万円についてお伺いいたします。

総務費で計上されている除雪費とは、どのような場所だとか、どのようなところになるのかお聞きすると、今年度、十勝は大雪に見舞われ、他町では除雪や排雪費を補正して対応していましたが、この金額については、定額ではなく、降雪量によって増減がある場合があるのかお伺いいたします。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） 御質問の除雪業務でありますけれども、こちらは公共施設を中心とした除雪になります。現在のところ、一例を挙げますと、庁舎の前、裏にある駐車場、それから市街地にあります東1条の駐車場、あるいは庁舎横にある中央駐車場、そういった駐車場から診療所、保健センター、あるいは公民館、学校、保育所、そういったところを含めまして、全29か所の除雪を行うための委託料となっております。

それから、金額についてですが、単価契約によって委託しておりますので、降雪があった回数によって、雪が降ればその都度出動していただくと。出動時間によって委託料をお支払いするというような契約となっております。ですので、本年は2月に入ってから降雪ありましたが、それまで1月までの間はさほど雪が降らず、委託料の支出については、例年よりも少なかったように思っております。

なお、2月については、3月に入ったばかりですので、2月分の精算の金額については

今手元に持っておりませんが、そのような状況で推移しております。

新年度の7年度予算についても、それを踏まえて計上させていただいております。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、同じく2款総務費1項総務管理費6目町有林野管理費、57ページから10目諸費、65ページ上段まで。質疑はありませんか。

4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 65ページ、2款1項11目諸費18節負担金補助及び交付金について伺いたいと思います。

自治会活動等促進交付金248万円に関して伺います。

この金額は、各町内会への活動助成金ということになるかと思いますが、一つは、この交付金の算定基準はどのようになっているのか伺いたいと思います。

それと、町内会の役割は、大きな観点から見れば、地域住民と町政との対話の窓口として、町としては非常に大事な組織であると思われます。また、地域の連携づくり、コミュニティの活動についても大きな役割を持っていますので、町内会の活動の活発化を促すためにも大切であると思っておりますので、一つは交付金の算定基準と、二つ目は交付金について、町として今後についての考え方をお願いいたします。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） 自治会活動等促進交付金248万円の算定基準についての御質問であります。こちらは、陸別町自治会活動等促進交付金規則という規則に定めがございます。均等割と世帯割、さらにプラスして事務費と電気料金、水道料金の基本額、さらに施設の借上料の2分の1相当額といったものを合算したものととなります。

均等割につきましては、1自治会につき6,000円から2万5,000円の範囲内で決められておりまして、例を挙げますと、市街地区の場合、1自治会につき1万5,000円。ただし、複数の自治会が合併して一つとなった場合など、2万円とする特例がございます。

世帯割につきましては、市街地、市街地外、全て1世帯につき900円で算定をさせていただきます。

この均等割と世帯割を合計したものの、50%以内の金額で事務費として交付させていただいております。そこにプラスして、先ほど申し上げましたように、電気料金、水道料金のうち、基本料金となる部分を加算、さらに施設等で借上料が発生している場合は、それも2分の1相当額、限度は1万円でございますが、そちらを上乗せするというような算定内容となっております。

○議長（久保広幸君） 今村副町長。

○副町長（今村保広君） 自治会活動等促進交付金でございますが、現在のところ、先ほ

ど総務課長が説明した規則の改正等で、単価を変えるということは考えておりませんが、今後このような意見がいろいろありましたら、幅広く意見を聞きまして、そのときに判断させていただきたいと思います。

以上であります。

○議長（久保広幸君） ほかに。

5 番中村議員。

○5 番（中村佳代子君） 6 2 ページ、2 款総務費 1 項総務管理費 7 目企画費 1 8 節負担金補助及び交付金、地域内交通対策事業 1, 9 0 5 万 7, 0 0 0 円についてお伺いいたします。

資料ナンバー 2 7 において、予算の積算と直近の利用数が示されていますが、令和 6 年見込みより運行回数、利用者数とも増加になっております。先日の令和 6 年の補正予算の質疑の答弁では、「昨年より利用者は減少したものの、夜間利用や長距離の移動が増えたため追加の補正となった」と説明を受けましたが、今回の予算で、昨年より 4 0 0 万円減額した理由についてお伺いいたします。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） ただいまの御質問ですが、先日、補正予算の説明の中でもありましたが、利用の回数でいけば、夜の利用も減少しております。そのようにお答えしたと記憶しておりますが、令和 7 年度につきましては、若干増やした形状となっておりますが、令和 6 年度は令和 5 年度と比較すると回数が減少したと。令和 6 年度の補正予算の際はそのように説明させていただきました。

今回、令和 7 年度の当初予算計上に当たって、令和 6 年度より若干金額が減っております。回数は増えているのですが、金額が減っているというような形になっております。補正予算の際にもお話しさせていただきましたが、内容は、細かいところは不明であります。幾つかの理由はあろうかと思いますが、やはりケース・バイ・ケースのところが多いと思います。多数利用していた方がお亡くなりになった、転出したというのは、そのとおりでありますし、一方で、市街地外から長距離乗車される方がいて、1 回当たりの単価が上がるというようなこともございます。

以前、利用者負担は 2 0 0 円でありましたが、令和 6 年から 1 回 3 0 0 円というようにことで値上げもさせていただきました。こちらの影響がどこまであるかというのも、正直分からない部分が多いのですが、今後もこの事業を継続していくために、応分の負担をいただきながら、かつ利用しやすい状況を守っていく。相反するように思えるのですけれども、そこを目指していかないとなかなか続けていけないのかなと。財政も厳しい中で、補助金額が上昇し続けることのないように、逐次、制度も見直しを考えながら持続させていきたいなというふうに考えております。

ちょっとお答えになったかどうか分かりませんが、以上であります。

○議長（久保広幸君） 5 番中村議員。

○５番（中村佳代子君） 再質問の前に、先ほど４０万円を４００万円と言い間違えました、訂正いたします。失礼しました。

それで今、総務課長から答弁いただいたように、この事業は、もう陸別にはなくてはならない事業だと思っております。それで、長距離の利用も今回増えてきたということですがけれども、この事業を末永く続けていくためにも、料金の設定については、また今後見直しも含めてしていかなければいけないと思っていますけれども、昨年から２００円を３００円に値上げたばかりではありますけれども、今後、距離に応じた料金の設定で５００円から６００円あたりまでの料金設定することも今後は必要でないかと考えていますので、もう一度お考えをお伺いいたします。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） この事業に関しては、前もお話をさせていただきましたが、持続可能にするために、僕自身がなって、３００円にさせていただきました。これは、このままだと２，０００万円超えていったりになるという形を読んだので３００円にして、何とか２，０００万円以内で収まれば、持続可能なことができるのかなというところもあります。ただ、当然これが利用者数が増えれば、また補正も組んだりとかやっていかなければいけない部分もあるのも確かです。

議員御指摘の料金の設定がどうなのだという話になりますが、このことを距離でどうかということではなくて、前もお話ししたと思うのですがけれども、分かりやすく年齢制限とかでなくて、誰が乗っても３００円で利用できるどうか、そういう分かりやすい制度設計にしたいというところがありますので、仮に今後、距離でということではなくて一律で、僕自身の考えは、次は４００円がいいのか５００円がいいのかという議論になるときもあるかもしれません。

ただ、今、何とか予算の組み方のことを御説明しているめり張りのついた中に、こういうものは残しましょうということでやっている一つの事業であります。やはり陸別町の今の状況を考えたときに、足を守るというのは、コミュニティバスとかではなくて、こういうやり方が一番のいい方法だと、その部分で３００円にさせていただいてというところで、町民の御理解をいただいているところであります。

なので、そこをもう少し見守っていただいて、議員のほうから値上げのお話をさせていただくのは本当にありがたいというか、いい御意見だなと思うところはあるのですがけれども、普通はこちらを上げるという話になるのかもしれないですがけれども、そこまでこの事業が大切だということを御指摘受けているところだと思います。

それも十分理解しているのですがけれども、またこれを１年やって、人口減の問題もあったり、先ほど総務課長が説明した、使っている方がどうか、なかなか分析ができないので、この数字が結果的に上がったり下がったりすることも御理解いただきたいと思います。これは流れがあって、たまたま同じ１，９００万円のところに来ているのですがけれども、そこもまた分析したいなと思いますので御理解いただきたいと思います。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、同じく２款総務費１項総務管理費１１目交流センター管理費、６５ページから１３目地域活性化推進費、７１ページ上段まで。質疑はありませんか。

５番中村議員。

○５番（中村佳代子君） ６９ページ、２款総務費１項総務管理費１２目銀河の森管理費１２節委託料、実施設計１６９万７,０００円についてお伺いいたします。

実施設計については、天文台望遠鏡の制御システムの更新に関わる実施設計との説明がありました。天文台が建設された平成１０年より交換がされていなかったということで、今回予算が計上されているわけですがけれども、この１７年間の間にも軽微なメンテナンスを続けてきているかと思います。その技術者がどんどん減っていて、今は個人の技術者にお願いしていると聞いております。今回更新を委託する予定の会社に今後のメンテナンスも含めて委託することができるのかお伺いいたします。

○議長（久保広幸君） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原靖志君） それでは、ただいまの質問に御回答いたします。

今回のシステム改修等に係る実施設計ですが、これまで、議員が今おっしゃったとおり、個人の技術者にメンテナンスをお願いしておりまして、その経緯といたしましては、平成１０年の望遠鏡とシステムの導入時に、アメリカ製の望遠鏡とシステムを採用しておりまして、当時からあまり国内で採用の少ない望遠鏡だったのでありますが、当時扱っていた業者等が現在もうなくなってしまっていて、その当時関わりのあった技術者が引き続きメンテナンスを担っていただいていたところです。

新設から２０年以上経過する中で、１人の方に大体お願いしていたのですが、今後については、国内でも多く採用されているシステムに改修するということを前提に今年は実施設計を進めまして、望遠鏡自体はアメリカ製ということでそのまま使用しますが、システムのほうは道内でも使って汎用性の高いシステムが導入できるように進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（久保広幸君） ５番中村議員。

○５番（中村佳代子君） それでは、今後、更新の後は、メンテナンスも含めて、日本の特定の会社の方に手入れしていただこうことができるのか、もう一度お伺いいたします。

○議長（久保広幸君） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原靖志君） 改修後につきまして、そのようにメンテナンスを賄える業者にやってもらえることを想定した実施設計を今回進めていきたいと考えております。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、同じく２款総務費２項徴税費、７１ページから３項戸籍住民基本台帳費、７５ページまで。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、同じく２款総務費４項選挙費、７６ページから６項監査委員費、８０ページ上段まで。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、３款民生費１項社会福祉費、８０ページから９０ページ上段まで。質疑はありませんか。

４番工藤議員。

○４番（工藤哲男君） ２点質問いたしたいと思います。

８５ページ、３款１項社会福祉費１目社会福祉総務費１９節扶助費、障害者訓練等給付費７,７０５万６,０００円について伺いたいと思います。

昨年度予算については、７,０９２万２,０００円でありまして、３月補正により３６６万３,０００円を戻し、この給付金は６,７２５万９,０００円となりました。令和７年度の予算は７,７０５万６,０００円でありまして、今年度の補正の額から約１,０００万円アップしているのを見ておりますけれども、障がい者グループホームなどの就労継続支援Ａ・Ｂ型が増えるということが確定しているのか、まず伺いたいと思います。

それと、８８ページ、３款１項２目老人福祉費２７節繰出金、説明資料の３１となりますけれども、ケア付き一時住まい事業１,３２２万９,０００円と収入の関係について伺させていただきます。

この件については、令和５年９月の定例議会で採決されておまして、「かっこうの家」として町が事業主体となり、北勝光生会に委託しているものであります。そこへ、委託費として最低保証となる１人当たり年間利用料４４０万９,４４３円、３名分として１,３２２万８,３２９円を、入居していなくても支払う形となっております。しかし、今年度予算につきましては、２名の入居で積算というような予算組みとなっておりますが、本来、予算は３名で積算となるべきと考えますが、なぜ２名の積算となったのか、これを伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） それでは、ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

最初の御質問でありました、８５ページの障害者訓練等給付費７,７０５万６,０００円に関するお答えでありますけれども、まず、障害者訓練等給付費につきましては、就労継続支援Ｂ型、共同生活援助いわゆるグループホーム、それと自立訓練の三つのサービスの給付費として、この項目に予算計上しているものとなります。

まず、予算編成に当たっての共通事項となりますけれども、前年度の給付実績を踏まえ

つつも、新たなサービス利用者なども想定いたしまして、プラス1名程度の給付費を上乗せしております。さらに、この項目に含まれております、就労継続支援につきましては、就労日数によりまして給付費が左右されることから、就労日数を平準化するなどして、特別な事由が生じない限り不足が生じないよう、調整した上で予算計上しているものでございます。

一方、3月補正予算であります、こちらにつきましては、できる限り実績値といひましようか決算値に近い形になるよう、多少の余裕の金額は確保しつつも、未執行額が多額であり、補正した後に大きな変動が見込まれない場合については、減額する予算補正を行っております。そういったことから、障害者訓練等給付費につきましては、先般366万3,000円を減額させていただいたというところでございます。

したがいまして、予算につきましては、当該年度の単年度の完結で予算的には整理をさせていただいておりまして、3月補正後の最終予算額と新たな新年度の当初予算を単純に比較することがなじまないといひましようか、できない部分がありますので、単純に比較ができないということを、まずもって御理解いただきたいと考えております。

御質問の内容とは若干回答が変わるかもしれませんが、昨年度の令和6年度の当初予算と令和7年度の当初予算を比較させていただきまして、増となった理由を述べさせていただければと考えております。

まず、増額となった主な理由といたしましては、この項目に含まれております就労継続支援B型が令和6年度に比べ2名増の22名、それから、共同生活援助いわゆるグループホームの入居者につきましては、令和6年度と同数の21名を見込んでいるところでございます。

実は、令和6年度に障害福祉サービス等の報酬が改定となりました。特に障害サービスに従事されている方の賃金のベースアップにつながる処遇改善加算というのがありますが、そちらの率が引き上げられました。この引上げ分につきましては、令和6年度の6月のサービス提供分から適用するということで、2か月後ろに伸びた状況で処遇改善加算の率の変更がされました。

そういうことによりまして、障害の給付自体が3月、2月が給付の年度の考え方になっています。3月サービス提供分から2月提供分までが当該年度の給付に該当するというところで、年度が若干、この給付の場合は1か月ずれているということで、3月、2月の給付実績が当該年度に区分されるというところで、先ほどのベースアップに関わる処遇改善加算の率の引上げというのが6月から施行されたものでありまして、今回、令和7年度につきましては、このベースアップ分が9か月相当分からフルの12か月相当分に該当するようになるというところから、処遇改善加算の率の改定分も含め令和6年度の当初予算に比べ約600万円超の増額となるということとなります。

お答えになったかどうか分かりませんが、以上とさせていただきます。

2点目です。ケア付き一時住まい事業「かっこうの家」の関係の利用者負担の考え方に

関して御質問いただいたのかなという点ですが、資料ナンバー 31 に委託料の考え方ということで、歳出の部分と利用料としていただく歳入の一覧を表として掲げさせていただいております。

この表にもあるとおり、歳出につきましては、議員からも御説明いただきました最低保証額として、3 人の方が入居されているといったことを前提としてお支払いする分として 1,322 万 9,000 円を今回計上していると。それに対する歳入としては、2 名分の 224 万円を計上しているということで、今回の予算提案とさせていただいております。

議員御指摘の委託料の歳出の見方と歳入の見方にそごが生じているのではないかというところでの御質問でありましたが、まず、かっこの家の基本的な考え方に関して、サービスを必要とする方が必要なときに利用できるような体制を整えるということが第一義ではないのかなと考えているところでございまして、例えば歳出同様、目標値なるものを設けて、3 名は年中確保しましょうとかといった概念に基づいた歳入の算定方法は用いていません。

ですので、歳出側につきましては、これは施設を運営していただいている社会福祉法人との協議によりまして、3 名相当分を最低保証額ということで、委託料としてお支払いするという約束をさせていただいておりますが、歳入部分につきましては、先ほど申し上げましたとおり、必要な方が必要なときにサービスを利用できる体制を整えるということの基本としておりますので、特に目標数値、歳出にリンクするように 3 名は最低限確保しましょうといったようなスタンスの考え方で予算編成に関しては行っておりませんので、今回、歳入部分の利用料を 2 人分としたのは、これまで令和 5 年 10 月からかっこの家を運営していただいて、稼働させていただいておりますが、この間の利用実績等を踏まえまして、今回、歳入予算につきましては 2 名分ということで積算させていただいて、御提案させていただいているというところでございますので、御理解いただければと存じます。

以上です。

○議長（久保広幸君） 4 番工藤議員。

○4 番（工藤哲男君） 障害者訓練等給付費につきましては、賃金のベースアップと B 型が 2 人増えたというようなことで理解しております。

あとは、ケア付き一時住まい事業につきましては、私は、町の施設で委託業者へ 3 名の最低保証を支払っているのであれば、目標達成という言い方をしますけれども、目標達成は 3 名となるべきで、3 名積算でもいいとは思いますが、予算は目標で、達成は決算でありますので、この予算書の達成は 2 名で、決算においては 2 名積算の入居で予算達成ということになると思いますので、3 名入居者または 3 名積算入居を目指していただきたいと思います。

当町には、福寿荘だとか、かっこの家もありますので、5 室ありますけれども、非常に必要として建てているものでありますので、我々の立場としては、多額の費用をかけて

いるというようなことから、有効に使っていただきたいと思いますので、今後について要望したいと思います。

○議長（久保広幸君） 空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） 貴重な御意見ありがとうございます。

まず、障害者訓練等給付費につきましては、議員お見込みのとおり、処遇改善加算と、あとは就労継続支援B型の人員が増える見込みであるというところで、今回増額になるという部分であります。

それから、88ページのかっこうの家、ケア付き一時住まい事業に関しては、先ほど私も御説明させていただきましたが、やはり必要な方が必要なときにこのサービスを受けることができるというような体制を整えるということからいきますと、歳出同様の目標入居値として3名を見るというところも必要かもしれませんが、今回の令和7年度の予算編成に当たっては、あくまでも令和6年度の実績を踏まえさせていただきまして、過大な歳入見積りにならないような形で、実態に即した金額として、今回の御提案をさせていただいているというところで、御理解をいただければなと存じます。

以上でございます。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 議員おっしゃるとおり、御指摘のとおり、考え方のいろいろ相違だと思うのですけれども、今の次長の説明で御理解はいただいたのかなとは思いますが。

施設側のほうにも負担をなるべくかけないように、3名分を保証をして、これは議会でも様々な要望があった、中間施設というところから始まった施設でありますので、まずそこは負担かけないように出すと。収入の面で、言ったとおりなののですけれども、決算がこうだったということになるのですけれども、やっぱり歳入のバランスというものもありますので、まず目標値というのは3人なので、そういうところは持ったり、それ以上来ていただければ、また追加を出したりということをするのも制度設計の中で打合せもしておりますので、ただ、ここでの収入の見方ということは、慎重にという言い方が正しいわけではないのですけれども、こっちが3人なのに、何で2人なのだというのは、もう御指摘のとおりなののですけれども、そういうような考え方で進んでいきたいと思いますので、御理解していただきたいと思います。

○議長（久保広幸君） 昼食のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時00分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

午前に引き続き、議案第21号陸別町一般会計予算に係る質疑を行います。

事項別明細書は、歳出の3款民生費1項社会福祉費、80ページから90ページ上段までです。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、同じく３款民生費２項児童福祉費、９０ページから９６ページ上段まで。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、４款衛生費１項保健衛生費、９６ページから１０４ページ上段まで。質疑はありませんか。

６番谷議員。

○６番（谷 郁司君） ４款１項１目１２節委託料、１００ページです。ふれあいの湯の公衆浴場の関係なのですけれども。

○議長（久保広幸君） 今の質問は、１００ページの公衆浴場等管理５２４万１,０００円に関することですか。続けてください。

○６番（谷 郁司君） １００ページの施設整備改修２０９万７,０００円、それから公衆浴場管理なのですけれども、ふれあいの湯の件について、利用している人たちからちょっと話を聞いたのですけれども、浴槽の中ではないのだけれども、外側が結構傷んでいるのでどうしたものですかねという話なので、担当課長と同時に行って、見てきました。

そうしたら、實際上、タイルが剥がれるというよりも完全に劣化しているという状況の中で、利用する人たちが、入浴するときにはたまたまあそこに足が入って引っかかるということを確認しましたので、これを何とかしてあげないと、簡単に言えば、傷害を負う状態にもなっているのかなと思っております。

今後あれを大々的に直すとなるとそれなりに大変だと思うのですけれども、このことについて町長も認識しているという話を聞いていましたので、この辺について、今後のこのことについてはどのような対応を考えているのか。今回の予算で、説明の中では改修はないというような話だったので、お願いします。

○議長（久保広幸君） 空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） 公衆浴場のふれあいの湯でございます。

私も現場と一緒に確認させていただきまして、一部タイルの目地から水が入ったことによる劣化と思われる、若干タイルが割れている部分とかを確認させていただきました。

令和７年度予算において、それを大々的に修繕をかけるといったような予算については、今回は御提案を差し上げておりませんが、比較的大がかりにやらなくても済むような案件であれば、既定予算といえましょうか小破修理の予算も若干見ておりますので、その範疇でできることにつきましては、実施していきたいと考えているところでございます。

ふれあいの湯、保健センター全体の話にもなるのですが、建設年が平成１６年ですので、もうそろそろ２０年が経過しようとしているような建物であります。特に、公衆浴場につきましては、水を使っているというところから、ほかの箇所に比べると劣化する可能性が高いといえましょうか、経年劣化がほかの場所よりも激しくなるのではないのかなと

いう懸念も実はあります。間もなく20年が経過するということで、できるだけ建物全体を長寿命化なり大規模改修等を続けながら、延命措置を図っていくというようなことも当然今後考えていかなければならないのだろうなという認識は持っております。

お話のありました公衆浴場の大々的な改修に関しましては、いついつ実施しますというところは現状ではまだ想定しておりませんが、いずれにしても、先ほど申し上げましたとおり、施設そのものの延命化を図るといったことを考えますと、どこかの時点で浴場施設に関しましては、内部の改修も含めて実施すべき時期は来るのではないのかなと予想はしているところでございますが、現状、一部御指摘の危険箇所もありますけれども、そこに関しましては、看板等も設置させていただいて注意喚起をさせていただいていますが、冒頭申し上げましたとおり、既定の予算、小破修理の範疇で修繕が可能なものにつきましては、利用される方の安心・安全を確保するためにもすべきことかなということ、現在確認しております危険箇所につきましては、なるべく早い段階で修繕をしていきたいなと。

これも予算との相談ともなりますので、大きな金額がかかるようであれば、また別途、御提案申し上げるようなこともあろうかと思いますが、現状できる範囲で、安全確保に努めていく努力をしたいなと考えているところでございます。

以上です。

○議長（久保広幸君） 6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） ただいまの説明で、空井次長も実際一緒に見に行ったのですけれども、私的に考える提案なのですからけれども、結局、今の状態を大々的に改修するとか何とかというのはいろいろ予算の関係もあるのかもしれませんが、日曜日は休みですけれども、毎日使われている中で、あそこはちょうど、入浴する人があそこに足を置いて、足の指を浴槽の近くに置いて、入るときに引き上げるときに、あれではけがをすると、私はそういうふうに見たのですよね。ある人の話によると、実際上げがした人がいると。

こういう公衆的なものの中で、そういうものを放置してけがをすれば、今どきいろいろな中でクレームをつける人というか賠償責任となる可能性もあるので、私は今すぐ直せないのであれば、仮的に、あそこに木でもいいから台を置けば、その部分は10センチぐらいだったと思うのですけれども、その範囲内で隠れるので、その台に足を乗せて浴槽に入れば、その欠けたところというか、そこは免れるのではないかなと思うのですけれども、そういった点の対処で、次長は予算の範囲で何かできることがあればしてみたいという話があったので、その辺についてどのようにしていただけますか。

○議長（久保広幸君） 今村副町長。

○副町長（今村保広君） 公衆浴場の件でございますが、実は、町長も私も、その現場にはかなり早い段階で見させていただいております。そのときに、老朽化による水物であるので水が染み込んでのものだとは思いますが、そういうようなクラックみたいなものも入っておりますし、割れていたりというようなことで、どのようなことができるのかとい

うことで、その辺も原課も含めてどのような対処ができるのかと。また対処するにしたら金額ありきではなくて、どれぐらいお風呂を休ませる必要があるのかとか、応急処置で様子を見るのがいいのか、そういうようなこともいろいろ検討を重ねております。

したがって、大きく直すのを完全に諦めたとかということではなくて、現在はどういう状態がいいのだろうということでもいろいろ検討して、担当からの意見もいろいろ聞いて、最終的にこのような状態に今なっていますが、議員おっしゃられたような、応急的な方法で何か今、多少でもそれが安全につながるのであれば、そこはもう検討させていただきたいと思います。

以上であります。

○議長（久保広幸君） 6 番谷議員。

○6 番（谷 郁司君） 大体及第点的な答えをいただいたのですが、いずれにしても、前の議会でも言っていましたように、格安で結構評判がよいと、町外の人も利用していると。そういった段階で、少しでもリスクというものを下げて、そして暫定的ではあるけれども、やっぱりそういう対応を取っていただくことを切にお願いして、私の質問は終わりたいと思います。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 今、次長と副町長が説明したとおりでありまして、議員のおっしゃるとおりでありますので、ちょっと検討をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、同じく4款衛生費2項清掃費、104ページから5款労働費、109ページ上段まで。質疑はありませんか。

5 番中村議員。

○5 番（中村佳代子君） それでは、106ページ、4款衛生費2項清掃費2目じん芥処理費12節委託料、じん芥収集等業務5,740万7,000円についてお伺いいたします。

委託の内容については、資料ナンバー40に積算が示されていますが、このごみ収集の委託内容は、このたび初めて資料に追加されたと思いますので質問いたしますが、この積算についてはどのようにというか、何を基準に算出されているのかお伺いいたします。

○議長（久保広幸君） 遠藤町民課長。

○町民課長（遠藤克博君） ごみ収集及びストックヤード受入等委託業務の積算についてでありますけれども、今お話のありました資料ナンバー40に積算ということで金額を載せてはありますけれども、1年間のごみ収集ですとか、収集したごみを集める構内業務等について、日数ですとか、例年の必要な人員等を積み上げた結果の金額をそれぞれ載せてあります。積算というところには、あまり細かな数字は入っていないのですが、

1年間の業務量に応じて、詳細な人数や期間等を積み上げたものを予算ということで組んでおります。

以上です。

○議長（久保広幸君） 5番中村議員。

○5番（中村佳代子君） これらは、委託事業者への支払いでありますから、ここで働く社員が幾ら給料をもらっているかとかは詮索するつもりはありませんけれども、とても大変な仕事で、町にとっても大事な業務であると思っています。今後の担い手確保のためにも、本町の役場で働く同年代と変わらないような給与であるべきではないかと思っております。

この金額が安いかわかりませんが、町が委託しているほかの業務の委託料には、厚生年金の個人負担分を全額積算に含めているところもあり、この辺の扱いについてはどういう決まりがあるのかお聞きしたいのと、ごみ収集委託事業の車両維持費の燃料費を見ても、燃料代がリッター140円で計算されています。昨年の暮れ頃は、軽油は150円代から160円で推移していて、今も160円近い金額になっていますけれども、この20円というのは、何か案分しているとかの理由があるのか、委託費について委託業者とどのような協議をしているのかお伺いいたします。

○議長（久保広幸君） 遠藤町民課長。

○町民課長（遠藤克博君） 先ほど申したとおり、1年間の収集業務全般に関して数字を積み上げているのですけれども、社会保険料等についても、人件費として必要な経費ということで考えており、見積りを依頼した時点でその経費も含まれていると。会社として人を雇う上での必要な経費かなと考えております。

あと、御指摘のありました燃料代で、現状と単価の違いがあるのではないかという点については、御指摘のとおりであるのですけれども、詳細な金額について、細かな協議とかはしていないのですけれども、いずれにしても、全体として、予算というか委託契約を結ぶ中でやっていただく内訳的な微調整的なものは業者としてあるのかもしれないのですけれども、現時点の当時の単価、当時といっても140円を超えていたのかなとは思いますが、基本、業者からいただいた見積書等を基に積算している状況にあります。

以上です。

○議長（久保広幸君） 5番中村議員。

○5番（中村佳代子君） 今の説明の中で、業者に見積りをもらっているということでありましたが、例えばその中身の厚生年金の個人負担額についても、もしそちらの会社が個人負担額を全額積算に入れてくれば、それは認めるということなのではないでしょうか、ほかの事業者と同じように。

最後の質問になるのですけれども、随意契約のために、逆に受注者が強く言えないとかということがないように、これからも対応していただきたいと思います。

○議長（久保広幸君） 今村副町長。

○副町長（今村保広君） 令和7年度の契約は、まだこれからでございますが、この積算を作るに当たって、当然、参考見積りとして、令和6年度請け負ってくれている業者とはお話をしております。

その中で、社会保険料の考え方でございますが、例えば総額の17.07%ということで社会保険料計上してございますが、もちろん個人負担の分もありますし、雇用形態などもありますので、そこは例えばこういうような形態であれば、社会保険料はかかるのだ、いやそれはどうだという話し合いは、町としては応じております。今回の予算ではこうですが、実際に秋とか予算を組み立てる12月までの間に、今年はこうだけれどもという、来年の話ではないのですが、参考見積りの出し方でこういうものだということのやり取りは当然何度もしております。

その中でのものでございますので、社会保険料が一概に、例えば全部ついている、ついていない、その辺もついているのを、人の分を請求している、請求していないの話も、この燃料費のリッター数でもあります。この2万8,000リットルも概算で、幅があるから、これぐらいあれば大丈夫だなというような話とかも、全部委託業者に参考見積りを取る段階でいろいろ相談しております。

当然、燃料の幅が行ったり来たりするというのも当たり前のことでございますので、ただし、それが契約の中でもうたっておりますが、あまりにも特殊な事情があるというようなことは、当然契約の中でもそれに反映できるようになっておりますので、そのような積算でやっております。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費、109ページから5目農地費、117ページ中段まで。質疑はありませんか。

4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 113ページ、6款1項3目農業振興費18節負担金補助及び交付金について、説明資料で43と44になります。この2点について伺いたいと思います。

まず、多面的機能支払制度の2,178万4,000円について伺います。多面的機能支払制度については、昨年、中山間地域直接支払事業と合わせて、鹿柵の改修に使われています。昨年、機能増進加算として141万3,014円が交付されておりますが、令和7年度については、それが加算されておられません。その理由について、まずお聞かせ願いたいと思います。

次に、中山間地域直接支払事業の5,420万4,620円については、令和6年度は526万円の所得制限により、予算当初は13名が算定面積から外され、5,117万583円となりましたが、令和7年度予算においては、所得超過制限金額は昨年と同様なのか。また、何名が策定面積から外れたことになるか、伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原靖志君） それでは、ただいまの質問についてお答えさせていただきます。

まず、多面的機能支払事業についてですが、資料番号につきまして44ページを御覧いただきまして、今、工藤議員がおっしゃったとおり、下の表で言いますと、資源向上支払交付金の下に機能増進加算金ということで、1アール当たり、草地であると2円、畑でございまして8円の加算金を予算で見えておりました。

多面的機能につきましては、令和6年に新たに陸別町環境保全会という組織を立ち上げて、事業の計画を立てた上でスタートしております。その中で、機能向上支払交付金の対象となる事業につきましては、今回、鹿柵の改修ということで、年間12キロ程度ずつ進める予定をしております。その分で加算金としても141万3,000円分を予算として計上しておりましたが、実質この加算金をもらうためには、鹿柵以外に該当する項目のもう一つ事業を実施しなくては加算金が交付されないということで、今回、環境保全会の話し合いの中で、今回は鹿柵のみで実施するというので、令和6年予算としては見ておりましたが、実際の町からの交付額としては、この分は交付されておられません。令和7年度についても、同じように、考え方としては進める予定ということで減額した分を新たに予算を見ております。

続いて、中山間地域直接支払事業についてですけれども、今回予算で見えておりますのは、令和6年の実績と同様に見ておりますので、令和6年における所得超過の基準になる額につきましては520万4,720円、所得超過に該当された方については8名ということで、令和7年度の予算としては計上しております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 中山間地域直接支払事業は、令和7年から令和11年までの計画であります。それから、多面的機能支払事業については、令和6年から令和11年までの事業であります。

中山間地域等直接支払制度については、所得制限がありますのであれですけれども、またこの考え方というのは、鹿の被害は自分で対処しろと、500万円以上もらっている人はそうすれというような考え方だと思うのですが、取りあえず、私は農協のほうとも話をしまして、鹿柵については修繕は長く続くというようなことで、恒久財源というような見方として対応するべきであるということで考えますので、国と道のほうになると思いますけれども、要望、要請していただきたいというふうに考えています。

よろしくをお願いします。

○議長（久保広幸君） 今村副町長。

○副町長（今村保広君） 議員おっしゃられたとおり、鹿柵の新設なら補助制度があるのですが、改修について財源は、どこの町も非常に苦慮している状態でございます。引き続

き、道や国のほうには、全道あちこちで更新の時期に迎えておりますので、みんなの声が集まっていると思いますので、その辺、また中央のほうにも声を届けて、要望したいと思います。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

3 番渡辺議員。

○3 番（渡辺三義君） 116 ページ、5 目農地費 18 節負担金補助及び交付金、道営土地改良事業地元負担金の 5,625 万円について 2 点ほどお伺いいたします。

まず最初に、道営農村整備事業の計画の中で 6 億 4,670 万円の金額が予定されていまして、今、農道整備関係で事業が行われて、この事業について町負担金が生じております。それで、継続事業として来ていますが、実際、何年ぐらいまで計画されているのか。それと、この継続事業ですが、総事業費に対する進捗状況というか、どのぐらいの進捗で進んでいるのか。その 2 点をまずお伺いいたします。

○議長（久保広幸君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） それでは、御質問のありましたトマム第 2 地区の道営事業につきまして御説明させていただきたいと思いますが、議案説明書、資料集ナンバー 5-1 を御覧させていただきたいと思います。

今、議員のほうからも御説明ありましたとおり、この事業につきましては、総事業費といたしまして 6 億 4,700 万円を見込んでおります。事業の期間についてでございますが、現在進めております期間につきましては、令和 3 年から 8 年ということで計画をさせていただいておりますが、現在、進行状況が思ったほど進んでいないものですから、事業主体であります北海道のほうで、今後、8 年までの期間については、延長の変更計画を予定しているというようなことで押さえております。

また、進捗状況ということでございました。この率の出し方はどうしようかなと思ったのですが、総事業費のほうで、下のほうに道路の修繕工といたしまして 2,863 メートルを考えております。ここの隣のほうに令和 6 年までの事業の延長といたしまして 290 メートルということで報告させていただいておりますので、この 290 メートルを全体で割り返しますと、約 10% ほどの進捗状況となっております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 3 番渡辺議員。

○3 番（渡辺三義君） それで、地元負担金もあるということで、本町として道営事業、先ほども話しましたが、農道とか草地とか造成、暗渠関係をやられております。主に農業基盤整備を中心としてやられておりますが、町としてはこういう道営事業に対してどのような関わり、または役割をされているのか。その辺、説明をお願いします。

○議長（久保広幸君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） 議員から御質問のありました道営事業に対する町の関わり方という部分でございます。

現在、陸別町では道営事業としまして、第2上陸別地区ですとかトマム第2地区、あと陸別第2地区ということで、三つの道営事業を行わせていただいております。関わり方としましては、主に道営事業ではございますが、インフラ整備の部分、道路とか水道につきましては全体の事業計画の説明から測量等を行う際の地元調整、工事などに行う地元の地先との調整などを主に行っております。

また、工事が発注されますと、工事に伴います現地の確認とか検査といった工事に関わる補助監督的な業務も担っております。補助事業の畑などの事業につきましては、農家のほうの希望、意見なども聞き取りしまして、どの畑をどのような形で整備していきたいかというような意見の聞き取りなども行っておりますし、その際には、農家からの地元負担金としての徴収などの業務も一部町としては行っているような状況でございます。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、同じく6款農林水産業費1項農業費6目営農用水管理費、117ページから8目農畜産物加工研修センター管理費、123ページ上段まで。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、同じく6款農林水産業費2項林業費、123ページから126ページ上段まで。質疑はありませんか。

1番濱田議員。

○1番（濱田正志君） 6款農林水産業費2項林業費2目狩猟費のところなのですが、7節報償費、説明では1,400頭を予定しているということで積算されていたのですが、これは基本的には、今までは1人10頭という名目で来られていたのですが、こちら10頭で今の人数で計算すると、数がオーバーするような気がするのですが、実際、何頭の計算でされているのでしょうか。

○議長（久保広幸君） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原靖志君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

1,400頭の数字につきましては、陸別町の鳥獣被害防止対策計画にのっとり令和6年から3年間で年間1,400頭を捕獲するという計画で、その効果として農業被害を20%程度減らしていくという計画を策定しております。

その計画に基づいた今回は1,400頭ということで計上させていただいておりますが、今回、猟友会で実際に狩猟をされている方が大体20名おります。実際に10頭ずつ取っていくと、いい数字にはなってくるのですが、農業者の被害防止に係る希望といたしまして、頭数制限等のある程度緩和した上で被害の防止に努めてほしいという要望もありまして、月の制限につきましては、今後12頭なりでスタートしたり、捕獲を実施していただいているハンターの数だとか、実際に捕獲している量、実際の被害の状況等を

鑑みながら、その月ごとで捕獲等数は調整していきたいと考えております。

結果的に、1,400頭を超えていくようなことが生じた場合は、計画の変更等を皆さんと相談しながら増やしていったり、予算のほうも増額ありきではないですけれども、相談させていただきながら、農作物の被害を抑えていく取組については進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 1 番濱田議員。

○1 番（濱田正志君） 頭数制限の件に対しては、ある程度理解できたのですが、現在、報償費として町からの1頭7,500円がついていると思うのですが、これに関してなのなのですが、実際、私も猟友会に所属してまして、猟友会の総会の中で町長が来られた際に、弾代とかガソリン代とか上がっているから上げていただきたいということで前年度上げていただいた実績があるのですが、実際、そこからもう既に弾が1.5倍ほど上がっているという実例がございます。前回の段階では、弾が1,000円だったものが、現在1,500円になっています。去年の10月から値上げされています。

これは、今アメリカから弾が全部輸入されているのですが、その弾も、今後関税がかかってくるということで、アメリカの政策次第では、もしかすると2,000円超えるかもしれないということも銃砲店のほうから情報もいただいていますので、その辺も勘案して、12頭に増やすのもいいのですが、駆除をしに行って、ちゃんとトータルでうまくいくような状況の数字を勘案して、今後計算していただけるとありがたいと思いますのでお願いします。

○議長（久保広幸君） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原靖志君） 奨励金の額につきまして、令和6年度から5,500円だったものを1頭7,500円に増額させていただいて、捕獲に取り組んでいただいております。

先ほど議員もおっしゃっていましたが、猟友会として総会の場で正式に実情を報告いただいた上で、町としても判断させていただいておりますので、その話題でコミュニケーションというのは実際まだ取れていない状況でありますので、今後、皆さんとお話ししながら進めていきたいなということで、御理解いただきたいと思います。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 濱田議員の現状のお話というのは、今聞いて承知したところでありますが、こういうものに関しては、きちっと猟友会の……。

僕もそのことで2回ほど出席させていただいて、そこで直接要望を聞いて、先ほどおっしゃったとおり、2,000円上げたりだとか、あと頭数もそうですね。頭数も、最初は10頭だったと。1年目のときには、こちらとしては10頭でやってくれということではなくて、猟友会の皆さんの御意見を聞いて、そこで頭数は、1年目のときには10頭でい

いのだという話で、2年目に行ったときに、頭数の話題も出て、そこでどうしたらいいかということをお話しさせていただきました。

金額の面も、猟友会のほうとお話をさせていただいて、今ここに来たところなので、多分、物価高騰の中で、現時点のいろいろな話が出ていますが、きちっと会とお話をしながら、今後も丁寧にやっているつもりですが、進めていきたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、7款商工費、126ページから131ページ上段まで。質疑はありませんか。

4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 128ページ、7款1項3目観光費12節委託料で、観光動向調査に105万円が予算づけられております。陸別町内の施設のどこが観光拠点になっているのかという調査だと思いますけれども、この調査内容について、概略をお知らせいただきたいと思います。

○議長（久保広幸君） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原靖志君） それでは、ただいまの観光動向等調査に係る説明をさせていただきます。

まず、この委託料としての事業については、実は新規の事業でございます。しかしながら、本別町、足寄町、陸別町の3町の連携事業でありまして、平成28年度から3町が連携して、道の駅がそれぞれの観光の核ということで、道の駅の物産館、売店等で観光客の動向調査等を実施しております。

前々年までは、本別町が事務局となりまして、事務局の本別町に対して陸別町は負担金として支出しておりました。今年度については、足寄町が事務局となりまして、来年は陸別町がということで、歳入に関連しているのですけれども、歳入で本別町、足寄町から70万円をいただきまして、今回、陸別町の実質負担35万円を合わせた105万円の事業となっております。

動向調査の内容といたしましては、道の駅の売店、物産館等で販売促進キャンペーンということで、今年であれば2,024円以上買物した方に対して抽選券をお渡ししまして、その中からプレゼント企画ということで、その方たちがどこから来て、どれくらいの年齢層で、誰と来ているとか、そういう細かいというか、ある程度の情報を収集しながら、陸別町ではどんなお客さんが多いのか、どこから来ているお客さんが多いのか、足寄町ならどんなお客さんが多いのかというのを調査して、今後のPRというか宣伝だとか、効果的に行えるような取組をこの委託事業の中で行っております。

そのほか、十勝管外に3町連携で物産展へ出店したりとかという事業も併せて行ってお

ります。

以上です。

○議長（久保広幸君） 4 番工藤議員。

○4 番（工藤哲男君） 今の課長の説明では、基本的に、陸別の観光拠点がどこなのかという調査ではなく、ただ、道の駅の利用状況がどうなっているかということで、理解してよろしいでしょうか。

○議長（久保広幸君） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原靖志君） 陸別町としては、陸別町の観光拠点として、道の駅にどんなお客さんが、どんな目的で来ているのかという調査をして、そのお客さんを今後どのような方向にPRしたりだとか、それに対してどんな魅力を伝えていくのかということの研究というか調査するという事業でございます。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、8 款土木費、1 3 1 ページから1 3 9 ページ中段まで。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、9 款消防費、1 3 9 ページから1 4 3 ページ上段まで。併せて、1 9 2 ページから1 9 5 ページまでの消防費負担金の内訳も参考にしてください。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、1 0 款教育費 1 項教育総務費、1 4 3 ページから1 5 0 ページ上段まで。質疑はありませんか。

4 番工藤議員。

○4 番（工藤哲男君） 1 4 8 ページ、1 0 款 1 項 1 目教育委員会費 1 2 節委託料、児童生徒芸術鑑賞ということで、今年が初めてだと思うのですが、1 0 0 万円計上されております。昨年度は計上されていない予算でありますので、これもどのような内容なのか伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 瀧澤教育委員会次長。

○教育委員会次長（瀧澤勇二君） それでは、御説明させていただきます。

こちらの児童生徒芸術鑑賞事業につきましては、これまで隔年で実施してきている事業でありまして、令和6 年度は実施しておりません。令和5 年度は実施しておりますけれども、その際は、小学校で音楽劇、中学校で語り劇というものを開催しております。それで、令和7 年度につきましては、小学校で音楽劇の開催を予定しているところであります。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、同じく１０款教育費２項小学校費、１５０ページから３項中学校費、１５７ページまで。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、同じく１０款教育費４項社会教育費、１５８ページから１６３ページ上段まで。質疑はありませんか。

４番工藤議員。

○４番（工藤哲男君） １６０ページ、１０款４項１目社会教育総務費１８節負担金補助及び交付金。先日、教育長の挨拶の報告の中で、小学校のＰＴＡが解散したというようなことでありますので、ＰＴＡの活動事業に１７万円計上されておりますけれども、これは昨年と同じ額なので、ここに変動というのは出てくるのかどうなのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（久保広幸君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） ＰＴＡ活動推進事業につきましては、町Ｐ連のほうに交付するという補助金になってきますけれども、今年度、解散したということでもありますので、当初、執行見込みでありましたのでここに予算を計上しているということでもありますけれども、現在、計上しておりますけれども、基本的には令和７年度は団体がありませんので、未執行ということになるかと思います。

ただ、一旦町Ｐ連のほうに補助金が行って、それからそれぞれの小学校、中学校に必要な経費を助成金として出している部分がありますので、この部分につきまして、それぞれ学校について、例えば学年親子レクだとか、保護者負担等も一部ありますけれども、個別にこちらから助成している金額もありますので、この部分については、令和７年度の予算の中で、この補助金も活用していくのか、既存のほかのものをうまく活用していけるのかということも含めて、保護者関係者等に、子どもたちにも、各学校に迷惑のかからないような形の予算執行をしていきたいということでもありますけれども、基本的には、ＰＴＡ活動推進事業自体につきましては、未執行扱いになるのかなと思っております。

以上です。

○議長（久保広幸君） ４番工藤議員。

○４番（工藤哲男君） ここで言っているのかどうなのか分からないのですが、ＰＴＡの活動というのは、保護者と教育委員の社会教育関係団体というような位置づけをされております。教育委員会は、それに対して何も言うことはできないと私は思っていたのですが、助言はできる、指導はできるということでもありますので、１７万円はこのまま置いておいて、何とか今年度予算に上げておいて、教育長また次長なりがＰＴＡ連合会をまたつくっていく方向に進めていただきたいと思いますけれども、どうお考えか。

○議長（久保広幸君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） この団体につきましては、あくまでも会員皆様の本意で解散を

したということでありますので、これが教育委員会として、いいとか悪いとかということにはならないのかなと思っております。

ただ、議員御心配のとおり、今後の活動につきまして、教育委員会といたしましても、保護者から、P T Aからの意見交換というのは、とても大切なのかなと思っておりますけれども、中学校のP T Aがまだ残っておりますので、そことの交流というか意見交換はできるかなと思っておりますけれども、この活動推進事業につきましては未執行という話でありましたけれども、違う形の中で、例えば枠組みを変えていけながら、有意義に活用できるようなものにもしてできれば、町側と相談しながら、また検討を考えていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

5 番中村議員。

○5 番（中村佳代子君） 今の質問と同じくP T Aの活動推進事業になりますけれども、この項目の中に、昔でしたら家庭教育が入っていると思うのですがけれども、その辺につきましては、これからも継続して続けていくお考えでしょうか。お伺いいたします。

○議長（久保広幸君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 今、議員おっしゃられたのは、家庭教育学級というのが、社会教育担当のほうでやっている事業なのですがけれども、今まで小学校のP T Aを中心として家庭教育学級の運営に御協力いただいております。今回、小学校のP T Aも解散されるということになるのですがけれども、今聞いている中では、P T A自体は解散されるのですがけれども、各学年ごとに代表の保護者2人以上を置いて、それで毎年子どもたちと学年レクというお楽しみ会みたいなのをやっているのですがけれども、それは何とか継続していきたいということのお話がありますので、その人たちの協力を得て、家庭教育学級の運営のほうもお手伝いいただけるかどうかというのを、これから御相談しながら進めていきたいと考えております。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、同じく10款教育費5項保健体育費、163ページから169ページ中段まで。質疑はありませんか。

5 番中村議員。

○5 番（中村佳代子君） それでは、166ページ、10款教育費5項保健体育費2目体育施設費12節委託料の基本実施設計2,024万円についてお伺いいたします。

町民プールの整備に関わる委託料との説明がありました。プールに関しては、2年前に最初の協議があり、議会としては所管事務調査や視察を含めて対応してきました。第9期陸別町社会教育計画にも、プールの老朽化が進み改築が必要であるということで、令和4年に陸別町水泳プール改築検討委員会が設置されました。教育委員会としては、移転改築

を進めてきましたけれども、議会として改修の選択肢はないかということで、昨年、耐震診断調査の実施を要望し、令和6年に結果の報告をいただきました。

その12月の協議会で報告のときに、教育長は改修の形で進めていくということでしたが、教育長の教育執行方針において、全面改築となっていましたので、この全面改築という言葉には建替えの要素も含まれるということかと思しますので、この12月の協議会で説明を受けたとおり、躯体等の鉄筋は残しての改修と理解してよいのか。また通常であれば、基本設計と実施設計は別々に計上されるものと考えますけれども、この予算において基本実施設計とした理由について伺います。

○議長（久保広幸君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） まず執行方針のほうで、全面改築という表現をさせていただいたのですが、今回のプールの基本実施設計においては、ハード物の建物を建てるということで、建設課のほうからいろいろ助言をいただきながら進めているところなのですが、ただ、表現とすれば、現地の中で直すということであれば、改修という言葉のほうがいだろうということで聞いておりますので、こちらのほうは、言葉尻がちょっと私のほうでまずかったかなという反省もありますけれども、あくまでも改修という形の中で進めていきたいと考えております。

今回、基本実施設計という名称で予算提案させていただいておりますけれども、通常であると、基本設計をやって、また実施設計をやったということなのなのですが、ゼロからの構想で、何かを構想で積み上げていくということであれば、基本設計というものがあるのかというふうに思っていますけれども、今回、基本実施設計という名称でありますけれども、基本的には、実施設計というようなことで思っていただければと思っております。

教育委員会として、今回プールを現地で改修することなのなのですが、例えば既存のプールの面積、今あるプールの面積だと思うのですが、この面積は変えないでいくという形になろうかと思います。というのは、このところに基礎があって、鉄骨があって、この部分を生かしていくということになりますので、この部分を最低限生かしていきながら、現地で改修をするということを考えております。

これは、教育委員会として、そういう構想を持って進めたいということでもありますので、それがほぼ基本的な考えということになります。令和7年度、この予算が可決された後、新年度がスタートした時点で、早い段階で議会のほうには再度プールの基本的な構想をお示しして了解を経た後、実施設計に向けてつくり上げていくという形になろうかなと思います。

建設課のほうともいろいろ話をしたのですが、この大きさを変えていくとなると、建築確認申請だとかがまた改めて必要だとか、例えばこの大きさを一回つくってから、また実施設計で実はもう少し小さくしてほしいとか、大きくしてほしいというようになってくると、また設計費が別になってくるといことになると思いますので、今考えているの

は、今の現状のプールの形、それから面積を維持していくのが多分一番経費としては軽減できるのかなと思っております。

ただ、実施設計の中で一部変更できるのは、この面積の中で、例えば玄関だとか更衣室だとかシャワー室とかの大きさを若干間取りを変えるだとか、大きさ変更するというのは、面積内でやる部分については変更できるということでありますので、教育委員会としては、そういう形の中で進めていきたいということでありますので、今回この基本実施設計の中で、基本設計で何か成果品があるということではなくて、名称的には基本実施設計なのですけれども、ほぼ実施設計の中で行う予算というような形で御了解いただければと思っております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 5 番中村議員。

○5 番（中村佳代子君） 今、基本設計から実施設計まで入るということで、まず金額というか全面改修するに当たって、やっぱりかなりお金がかかると思うのですよね。それはどこまで直すかというのも、教育委員会からの仕様を出すと思うのですけれども、それを、例えば全面改修した場合は、それがすごく高額だった場合などを考えて、例えば改修費を3億円だったらどこまで改修できるのかとか、4億円だったらどこまで改修できるのかとか、そういう基本設計の時点で選択肢のある仕様書というものを上げてもらうわけにはいかないのでしょうか。

○議長（久保広幸君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 今言われた議員の手法については、今の段階では、その手法で進めるというようなことにはならないかなと思っております。要は、5億円でできるもの、4億円でできるものという段階的なものということにはならないかなと思っています。あくまでも基本的な構想のもので、それで、例えばプールについては、暑さ、寒さ対策をこういうふうにしますよとか、面積を、今言った元々の現状にあるプールの大きさを進めますよとか、あと、プールの中身については、FRPをステンレスに変えていくだとかということを提案として基本的な構想を出して、その上で実施設計書を作って、実施設計に入札で決定して、つくり上げていくということになりますので、金額的なものについて、段階的なものの比較しながらのものというのは、今のところ構想的には難しいというふうに判断をしております。

ただ、実施設計をやる上で、今大体おおよその目安の概算も出ておりますけれども、ただ、これが1年、2年先送りになると、どんどんどんどん金額が上がってくることになりますので、教育委員会といたしましては、何とかこの令和7年度で実施設計まで終わらせて、令和8年度着工で、なるべく経費が安く終わるうちにやりたいなと思っています。

当然、安くなればといっても、もともとの金額がどの辺になるかというのは、なかなか想定はできないのですけれども、何とか早い段階の中で進めるということが経費的にも有

効な手段なのかなと今は押さえております。

○議長（久保広幸君） 5 番中村議員。

○5 番（中村佳代子君） 議会としても、プールの件については所管事務調査も行い、教育委員会ともいろいろ協議してきています。議会としても、耐震検査を行ってからの実施ということで、改修に関しては進めていってほしいと思っはいるのですけれども、基本設計が出てきた時点で、一度議会に協議事項として示していただくこととしてもよろしいということを確認してもよろしいでしょうか。

○議長（久保広幸君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 基本実施設計ということで、どうしても基本という言葉が残っていますけれども、基本的には、この予算については実施設計という予算になろうかなと思っておりますので、実施設計に向けた基本的な構想計画については、教育委員会として考えていくということになりますので、今ある程度、教育委員会としてそのような案を持っていますけれども、それについては、最終的に実施設計の入札で取り組む前に、議会のほうにはお示しをして、こういう形のプールをつくり上げていきたいというようなところで、もう一回そこで意見交換、協議をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 4 番工藤議員。

○4 番（工藤哲男君） このプールの関係でありますけれども、私も、やはり基本設計をして、そして実施設計をする。その間に、議員の協議会をするというのが基本ではないかと思ひます。

今までの流れも、後から議会に残しておきたいので発言しますけれども、基本的に実施設計は実施ありきなのですよ、間違いなく。我々にしてみれば、内部の内容、どうしたらプールはどうなるのかということ、これは重要です。しかし、もっと重要なのは、お金なのです。お金はどこで出るかという、基本設計しないと出ないと思うのですよね。それよりも実施設計のほうがシビアに出るのかも分からないですけれども、概略で結構なので、基本設計というのは出してもらって、そのデータを見ながら、我々が協議するというのが当たり前だと思うのですけれども、それで教育長はどう思ひますか。

○議長（久保広幸君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 我々も、建築物を造り上げていくところはなかなか専門ではないのですけれども、一般的に長年の私の経験からいうと、大きな建物のときには基本的には、例えばどういうものをつくり上げていくかというところで、基本的には基本設計をやって、その後に実施設計をやるというのは分かっております。

ただ、令和7年度の1年間の中で、基本設計と実施設計を両方やるというのは、期間的には難しいと言ひわれています。それで、何とかこの1年間の中で端的に先に進めるために基本実施設計ということで、一緒にした設計で進めたいというような考えでありますので、確かに丁寧な、今、議員の言ひられることが丁寧なやり方かもしれませんが、私

たちとすれば、既に移転を押しての新築というのはもう諦めていますし、あくまでも今の現地での、何回も繰り返しになりますけれども、基礎の鉄骨を使えると。これは補強すれば使えるということですので、ここの大きな基本のところは、もう変えようがないと思っておりますので、ここの部分で、あとは、今と同じ透過式のプールを造るということもそうなのですけれども、問題はあと、どうしても安くするとすれば、例えば壁とかいろいろな部分の部材だとかのところを、ちょっといいものからもう少しグレードを落とすというような部分については、若干の軽減になる可能性はあるのですけれども、私もここは専門家ではないので勝手なことは言えないかなと思っております。

いずれにいたしましても、なかなか分けてやるというのは、令和7年度の中では難しいと感じておりますので、何とか今回計上した中で、実施設計まで向けたところで、最終的に中の間取りだとか、あとは本当にそのときにどれぐらいの金額になるか分かりませんが、軽減できるところがあれば軽減するというような形の中で、もう一回御相談をしていながら進めさせていただきたいと思っております。

○議長（久保広幸君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時25分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） プールの件については、まずどのぐらいの金額がかかるか分からないというような中で、内部の協議ができない状況にありますので、何とか実施設計の前に議員協議会あたりを使って、説明をしていただいて、その中で協議をして、そして実施設計に向かってほしいと考えますので、どうお考えか伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） まず、丁寧な説明ができずに大変申し訳ありませんでした。

今、議員御指摘のとおり、いろいろ御心配なことはあるかというふうに思っております。この設計を遂行するに当たって、令和7年度になって速やかな時点の中で、まず教育委員会として持ち合わせている構想の部分について御提示をしながら、そこから関係機関等から参考となる概算の建設費を提示できるような準備をした中で、議会とも相談していきながら、次期の実施設計に向けて取り進めていきたいと思っておりますので、またいろいろ御協議よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（久保広幸君） 4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 分かりました。

それで、今回、私もこの議場で、今までの流れをきちっと整理して、概算見積りから実施見積りまでいく中を整理したいと考えますので、御理解を願いたいと思います。

まず、議員協議会での協議であることから、今までの協議ですね、基本の今回までの結

果を確認するために、今質問をいたします。

まず、私の知る限りで、町民プールについては、昨年7月6日、議員協議会において教育委員会よりプール改築に関しての提案があり、その中で協議し、教育委員会からの提案は全面改築の話でありました。しかし、再度、町民の意見を聞いて、まずは改築なのか修繕なのか、今後、協議をするために耐震調査をするべきということになり、耐震調査を実施して、再度、議員協議会を開催するということになりました。

昨年11月22日、議員協議会において、教育委員会から耐震化調査を行う旨の報告があり、その後、昨年12月6日、議員協議会において耐震診断の結果が出て、新耐震基準の建物であると判明し、基礎、鉄筋以外は交換が望ましいとの結論が出て、令和7年度の予算計上を了解しております。その際、今後の利用状況の確認のため、今、中学校では水泳授業に関して行っていないことから、教育委員会としては、授業として取り入れる方針であることを確認した経過があります。予算計上後も、議員協議会で協議するとの判断でありました。

今回、予算において、基本実施設計2,024万円の予算が計上されていますが、私が考えている今後の工程については、プールについては基本見積りを出していただき、議員と協議してから実際の実施見積りとなることにしたいと私は思っていましたけれども、今、教育長から概算見積りを出して、議員協議会を開催し、議員に納得してもらってから実施見積りとなるということで間違いはないか伺います。

○議長（久保広幸君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 言葉短めでありますけれども、今お見込みのとおりということで、そのように進めたいと思っております。

以上です。

○議長（久保広幸君） よろしいですね。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、11款災害復旧費、169ページから13款予備費、171ページまで。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、歳出全般について行います。ただし、科目を区切ったの質疑は終わりましたので、その範囲を超えて他の科目と関連あるものに限定します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 以上で、歳出についての質疑を終わります。

次に、歳入の逐条質疑を行います。

歳入の事項別明細書は、14ページから参照してください。

1款町税、14ページから15ページ上段まで。質疑はありませんか。

5 番中村議員。

○5 番（中村佳代子君） 14 ページ、1 款町税 2 項固定資産税 1 目固定資産税 1 節現年課税分 1 億 9,091 万 5,000 円と、同じく 2 目固定資産等所在市町村交付金 744 万 6,000 円についてお伺いいたします。

最初に、1 目固定資産税、現年課税分 1 億 9,091 万 5,000 円について、これの増減比較は前年度当初予算の比較となっていて、滞納繰越分を含めて 1,968 万 2,000 円の増となっています。定例会初日に、令和 6 年の補正予算にて、現年課税分は 2 億 5,969 万 5,000 円に変更されています。この数字を令和 7 年度の予算額 1 億 9,091 万 5,000 円と比較すると、6,878 万円の減額となります。これは昨年 4 月に報告があった償却資産の賦課更正によるものなのでしょうか。

そして、令和 7 年度の予算額 1 億 9,091 万 5,000 円が前年度の当初予算比で増額になっているのは、対象となる償却資産が増えただけではなく、税額の算出が適正に行われたということによいのか、お伺いいたします。

また、2 目の国有資産等所在市町村交付金とは、国有資産とつくのに、町税に含まれているのはどのような性質のものなのか、お伺いいたします。

○議長（久保広幸君） 遠藤町民課長。

○町民課長（遠藤克博君） 令和 7 年度固定資産税、現年課税分 1 億 9,091 万 5,000 円の金額が令和 6 年度の補正後の額と比較して大幅に減っていると御質問についてですが、議員お見込みのとおり、これは今年度増やしていただいた償却資産の賦課更正によるもので、お見込みのとおりでございます。

続きまして、令和 7 年度の固定資産税、現年課税分予算額 1 億 9,091 万 5,000 円が、令和 6 年度の当初予算と比較して増額しているという点については、こちらも償却資産の賦課更正によるものの、それが令和 7 年度については過年度分というのが含まれず、増えた分が継続してプラスされるといいますか、その分になります。

あともう 1 点、国有資産等所在市町村交付金に関してですが、国有資産だけでも税金に含まれているというような御質問ですが、まず、国有資産等所在市町村交付金というのが、国等が所有する不動産であっても、使用の実態が民間所有のものと類似しているものについては、固定資産税の代わりに交付される交付金という意味合いで交付されております。

陸別町には、今回、予算で 744 万円ほど見ていますけれども、ほぼこれは国有林の分になります。国有林ということで、北海道森林管理局から来るのですが、それがほとんどで、北海道財務局からも若干の額が来て、合計額がこの当初予算の額になります。

以上です。

○議長（久保広幸君） 5 番中村議員。

○5 番（中村佳代子君） 昨年の償却資産に対する確認については、はがきなどで行っていると思うのですが、あれは毎年行うということでしたけれども、今年についても

その確認事項とかはもう済んでいるのでしょうか。お聞きいたします。

○議長（久保広幸君） 遠藤町民課長。

○町民課長（遠藤克博君） まず償却資産というのは、所有している方が毎年１月末までに申告をする。こういうのを持っていますと。継続して持っている方は、なくなったものがこれですとか、新たに増えたものがこれですとか、変わっていない方もいますけれども、１月末までに、まずは各自申告をしていただく。

その後、確定申告等の減価償却の内容等と照らし合わせて、申告ではなかったけれども、確定申告の減価償却では項目が増えているというか、品物が出ている場合があったりするので、そういう場合は確認を取って償却資産の申告時にそれが漏れているのであれば、それを追加してもらうということで、整合性をとったりしながら、適正な課税に努めている状況になります。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、２款地方譲与税、１５ページから１２款分担金及び負担金、１８ページ上段まで。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、１３款使用料及び手数料、１８ページから２１ページまで。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、１４款国庫支出金、２２ページから１５款道支出金、２９ページ中段まで。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、１６款財産収入、２９ページから１９款繰越金、３４ページ中段まで。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、２０款諸収入、３４ページから２１款町債、４２ページまで。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、歳入全般について質疑を行います。ただし、科目を区切った質疑は終わりましたので、その範囲を越えて他の科目との関連あるものに限定します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 以上で、歳入についての質疑を終わります。

次に、第２条、債務負担行為及び第３条、地方債についての質疑を行います。

７ページから９ページまでを参照してください。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、第4条、一時借入金及び第5条、歳出予算の流用についての質疑を行います。

1ページを参照してください。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 最後に、議案第21号全般について行います。歳入歳出それぞれにつきましては、質疑を終えておりますので、歳入歳出の両方に関連するもののみに限定いたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） これで、議案第21号についての質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第21号令和7年度陸別町一般会計予算を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（久保広幸君） 起立全員です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第22号令和7年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計予算の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算のうち、歳出全般について行います。

事項別明細書は、10ページから17ページまでを参照してください。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、歳入全般について行います。

事項別明細書は、7ページから9ページまでを参照してください。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、第2条、歳出予算の流用及び第3条、一時借入金についての質疑を行います。

1ページを参照してください。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 最後に、議案第22号全般について質疑を行います。ただし、歳入歳出に区切って質疑を行いましたので、歳入歳出の両方に関連している場合に限定しま

す。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） これで、議案第２２号についての質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第２２号令和７年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計予算を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（久保広幸君） 起立全員です。

したがって、議案第２２号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第２３号令和７年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算の質疑を行います。

第１条、歳入歳出予算のうち、歳出全般について行います。

事項別明細書は、１１ページから１９ページまでを参照してください。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、歳入全般について行います。

事項別明細書は、７ページから１０ページまでを参照してください。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、第２条、一時借入金についての質疑を行います。

１ページを参照してください。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 最後に、議案第２３号全般について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） これで、議案第２３号についての質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第２３号令和７年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算

を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(久保広幸君) 起立全員です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第24号令和7年度陸別町介護保険事業勘定特別会計予算の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算のうち、歳出全般について行います。

事項別明細書は、11ページから19ページまでを参照してください。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 次に、歳入全般について行います。

事項別明細書は、7ページから10ページまでを参照してください。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 次に、第2条、歳出予算の流用及び第3条、一時借入金についての質疑を行います。

1ページを参照してください。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 最後に、議案第24号全般について質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) これで、議案第24号についての質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第24号令和7年度陸別町介護保険事業勘定特別会計予算を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(久保広幸君) 起立全員です。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第25号令和7年度陸別町後期高齢者医療特別会計予算の質疑を行います。

す。

第1条、歳入歳出予算のうち、歳出全般について行います。

事項別明細書は、9ページから10ページまでを参照してください。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、歳入全般について行います。

事項別明細書は、7ページから8ページまでを参照してください。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、第2条、一時借入金についての質疑を行います。

1ページを参照してください。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 最後に、議案第25号全般について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） これで、議案第25号についての質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第25号令和7年度陸別町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（久保広幸君） 起立全員です。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第26号令和7年度陸別町簡易水道事業会計予算の質疑を行います。

第1条、総則から第4条、資本的収入及び支出のうち、第3条、収益的収入及び支出についての質疑を行います。

予算明細書は、15ページから18ページまでを参照してください。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、第1条、総則から第4条、資本的収入及び支出のうち、第4条、資本的収入及び支出についての質疑を行います。

予算明細書は、19ページを参照してください。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、第５条、企業債から第９条、他会計からの補助金についての質疑を行います。

予算書は、２ページを参照してください。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 最後に、議案第２６号全般について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） これで、議案第２６号についての質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第２６号令和７年度陸別町簡易水道事業会計予算を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（久保広幸君） 起立全員です。

したがって、議案第２６号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第２７号令和７年度陸別町公共下水道事業会計予算の質疑を行います。

第１条、総則から第４条、資本的収入及び支出のうち、第３条、収益的収入及び支出についての質疑を行います。

予算明細書は、１５ページから１７ページまでを参照してください。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、第１条、総則から第４条、資本的収入及び支出のうち、第４条、資本的収入及び支出についての質疑を行います。

予算明細書は、１８ページを参照してください。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、第５条、企業債から第９条、他会計からの補助金についての質疑を行います。

予算書は、２ページを参照してください。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 最後に、議案第２７号全般についての質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） これで、議案第２７号についての質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第27号令和7年度陸別町公共下水道事業会計予算を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(久保広幸君) 起立全員です。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 発議案第1号

○議長(久保広幸君) 日程第10 発議案第1号議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

お手元にお配りしております発議案のとおり、7月8日に札幌市で開催される北海道町村議会議長会主催の議員研修会に議員全員を、8月19日に札幌市で開催される北海道町村議会議長会主催の議会広報研修会に三輪議員、渡辺議員、中村議員、工藤議員、濱田議員を派遣したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は、議長発議のとおり派遣することに決定しました。

なお、日程、場所等に変更が生じた場合については、議長に一任願いたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 異議なしと認めます。

次に、お諮りします。

令和7年度の閉会中において、町村議会議長会、市町村議会議長、行政団体、関係団体から突発的な研修会、集会等の参加要請があり、議会の招集が困難と認められる場合は、議長において、派遣の決定の一任を願いたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 異議なしと認め、そのように決定しました。

◎日程第11 発議案第2号

○議長（久保広幸君） 日程第 1 1 発議案第 2 号陸別町議会会議規則の一部を改正する規則を議題とします。

事務局長に規則の趣旨説明をしてもらいます。

○事務局長（請川義浩君） 発議案第 2 号陸別町議会会議規則の一部を改正する規則について御説明いたします。

本改正は、全国町村議会議長会の標準会議規則の改正に伴うものであります。

新旧対照表をご覧ください。左が改正案となり、右側が現行となります。

会議規則第 9 条、会議時間中、第 2 項を改正し、議長は必要があると「認める場合は、会議に宣告することにより」、会議時間の変更ができるものとし、現行の第 3 項を第 4 項に繰り下げ、新たに第 3 項を新設し、会議中でない場合においても、議長は災害など緊急を要し、特に必要と認めるとき、その他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができるとするものです。

続いて、103 条、携帯品の改正内容です。現在の法令では、使用されていない用語の改正となります。1 点目は「、外とう、襟巻、かさ」を「、コート、マフラー、傘」へ変更し、2 点目は「写真機、録音機」を削除するものです。昭和 48 年の標準会議規則改正により、一部の議員ではあるが、これらの機器を使って、自己あるいは執行部等の発言を収録再編し、自己の宣伝の具として、住民に真実を伝えない事例もあったため、これを防止するとの理由で挿入されたものであります。しかしながら、デジタル技術の進展により、タブレット端末やスマートフォンなど撮影機能、録音機能を持った多機能な機器が登場し、当時とは社会情勢が大きく異なること、議会の審議においてこうした機器を活用するに当たり厳格に解すると当該規定が支障になること、また、当該規定は都道府県議会や市議会の標準にはない規定となっていることから、改正されたものです。そのため、今回の改正により、スマートフォンやタブレット端末、パソコン等の機器の持込みが可能となります。ただし、これにより議場において撮影・録音を解禁するものではなく、会議中のこれらの機器の私的な利用を認める趣旨ではないことに留意が必要です。

改正内容につきましては、ただいま説明したとおりですので、条文の朗読は省略し、附則を読み上げます。

この規則は、公布の日から施行する。

以上で、発議案第 2 号の説明とさせていただきます。

○議長（久保広幸君） 提出者の議会運営委員会、三輪委員長から提案理由の説明を求めます。

三輪委員長、登壇願います。

○議会運営委員会委員長（三輪隼平君） ただいま、事務局長から説明のありました発議案第 2 号陸別町議会会議規則の一部を改正する規則について、次のとおり提案するものであります。

この規則の改正は、現在の社会情勢に照らし標準町村議会会議規則が一部改正（全国町村議会議長会令和6年2月8日決定）されたことに伴い、所要の改正を行おうとするものである。

経過として、第33次地方制度調査会、多様な人材が参画し、住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申（令和4年12月28日）は、多様な住民が議会に関わる機会を広げる観点や議会運営の合理化を図る観点から、議会に係る手続は一括してオンラインによることを可能とするべきであると提言を受け、議会に係る手続のオンライン化などを内容とする地方自治法の一部を改正する法律が第211回国会で令和5年4月26日に成立、令和5年5月8日交付、議会に係る手続のオンライン化は令和6年4月1日に施行したことに伴うものであります。

これら関連する手続のオンライン化に対応する標準会議規則、標準委員会条例の改正に合わせて、標準会議規則中、現在の社会情勢に照らした文言調整、規定部位の見直しが行われたため、改正するものであります。

なお、当町議会においては、オンライン化に対応する部分以外の改正となります。

また、この規則の改正などにより、陸別町議会傍聴規則についても一部改正することになります。

以上でありますので、議員各位におかれましては、特段の御理解と御賛同をいただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（久保広幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしの認め、これで終わります。

これから、討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、発議案第2号陸別町議会会議規則の一部を改正する規則を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（久保広幸君） 起立全員です。

したがって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 発議案第3号

○議長（久保広幸君） 日程第12 発議案第3号陸別町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

事務局長に、条例の趣旨説明をしてもらいます。

○事務局長（請川義浩君） 発議案第3号陸別町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の条文について御説明いたします。

この条例の改正は、刑法等の一部改正をする法律、個人情報の保護に関する法律施行規則等の改正に伴うものであります。改正内容は、大きく2点に分かれます。

1点目として、刑法等の改正に係るものであります。改正法は、懲役、禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑を創設する内容となっており、刑法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令、令和5年政令318号により、令和7年6月1日から施行されることとなっております。条例中に懲役、禁錮の字句が含まれる場合には、改正法の施行日までこれらを拘禁刑に改める等の改正が必要となります。陸別町議会の個人情報の保護に関する条例に罰則規定を設けているため、第53条、第54条、第55条において拘禁刑に改正を行うものです。

2点目として、特定の個人を識別するための番号の利用等に関するものであります。個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則が、令和6年4月1日に施行、また、行政における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正する法律が、令和6年12月2日より施行されており、文言整理のほか、全国議長会の標準条例との整合性を取るため、第2条第4項、第12条第5項、第17条第1項、第18条第1項、第31条第2項、第32条第3項、第38条第1項、第39条第3項、第47条、第48条について改正を行うものです。

これらの各条文の改正部分については、新旧対照表を御参照いただきたいと思います。

続いて、附則についてであります。

附則第1項については、施行期日について記載しております。個人情報保護法改正に係るものについては、令和6年12月2日から、刑法改正に係るものについては、令和7年6月1日からとなります。

附則第2項及び第3項については、罰則の適用等に関する経過措置について記載しております。

附則第4項については、人の人格に関する経過措置となります。

改正内容につきましては、ただいま説明したとおりですので、条文及び附則についての朗読は省略させていただきます。

以上で、発議案第3号の説明とさせていただきます。

○議長（久保広幸君） 提出者の議会運営委員会、三輪委員長から提案理由の説明を求めます。

三輪委員長、登壇願います。

○議会運営委員会委員長（三輪隼平君） ただいま、事務局長から説明のありました発議案第3号陸別町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、次のとおり提案するものであります。

この条例の改正については、刑法などの一部改正をする法律及び刑法などの一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整理などに関する法律の施行並びに行政における特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律の一部改正などにより、改正を行おうとするものであります。

この条例の改正は、全国町村議長会より改正対応についての通知があり、その条例改正案に基づき、当町の条例についても改正を行うものであります。

なお、刑法に係る罰則規定の文言改正については、釧路地方検察庁と事前に協議を済ませており、審査した結果、特段問題はないことの回答を得ていることを申し添えます。

また、この条例の改正により、陸別町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程についても一部改正することとなります。

以上でありますので、議員各位におかれましては、特段の御理解と御賛同をいただきますようお願い申し上げ、提案の説明といたします。

○議長（久保広幸君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君）　質疑なしの認め、これで終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君）　討論なしと認め、これで終わります。

これから、発議案第３号陸別町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議案第３号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（久保広幸君）　起立全員です。

したがって、発議案第３号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１３　委員会の閉会中の継続調査について

○議長（久保広幸君）　日程第１３　委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会、総務常任委員会及び産業常任委員会の各委員長から、会議規則第７５条の規定による申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員会、総務常任委員会及び産業常任委員会からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会、総務常任委員会及び産業常任委員会からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の議決

○議長（久保広幸君） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会宣告

○議長（久保広幸君） これで、本日の会議を閉じます。

令和7年陸別町議会3月定例会を閉会します。

閉会 午後 3時04分

以上、地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議長

議員

議員